官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○ハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（公正取引委・消費者庁七）　一
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通一一八一～一一八四）　二
○航路標識に関する件（海上保安庁三九）　四
○道路に関する件（関東地方整備局一一八～一一三〇）　六
〔国会事項〕　七
〔人事異動〕
内閣　七
〔叙位・叙勲〕　七
〔皇室事項〕　七
〔官庁報告〕
国家試験
水先人試験の施行（国土交通省）　八
第六十八回原子炉主任技術者試験口答試験合格者（原子力規制委員会）　八
除籍の一部が滅失した件（法務省告示配一五五）　八
除籍が滅失した件（同一五六、一五七）　八
〔公　告〕
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　九
特殊法人等
警察共済組合役員の就・退職関係　二九
会社その他　三〇

その他告示

○公正取引委員会・消費者庁告示第七号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三十六条第一項の規定に基づき、ハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約（平成四年公正取引委員会告示第三十五号）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年十月十九日

公正取引委員会委員長　茶谷　栄治
消費者庁長官　堀井奈津子

一　ハム・ソーセージ類公正取引協議会（会長　井川　伸久）の申請に係るハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約の一部変更を令和八年九月十四日付けで認定した。

二　規約に係る事業の種類
ハム・ソーセージ類の製造・加工販売業、輸入販売業等

三　規約の内容
別記のとおり変更する。

四　認定の理由
規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第三十六条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

別記

ハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分（以下、変更前の欄にあっては「変更部分」と、変更後の欄にあっては「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

㈠　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を当該変更後部分に変更する。

㈡　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

㈢　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変更後	変更前
（目的） **第1条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第36条第１項の規定に基づき、ハム・ソーセージ類の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。	（目的） **第1条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第36条第１項の規定に基づきハム・ソーセージ類の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、一般消費者の適正な商品選択を保護し、不当な顧客の誘引を防止し、もって公正な競争を確保することを目的とする。
（必要表示事項） **第3条**　（略） ２　（略） ３　前二項に定めるもののほか、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）により表示が必要な事項については食品表示基準に基づいて表示すること。	（必要表示事項） **第3条**　（略） ２　（略） ３　前２項に定めるもののほか、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）により表示が必要な事項については食品表示基準に基づいて表示すること。

（特定事項の表示基準） **第４条**　事業者はハム・ソーセージ類について、次の各号に掲げる表示をする場合には、当該各号に定めるところによらなければならない。 ⑴　使用した原料肉を強調する表示 ア　原料肉（原料畜肉類又は原料臓器類。以下「原料肉」という。）について、「オール○○肉」、「○○肉100％」等と表示する場合は、施行規則で定める基準により表示するものとする。 イ　原料肉について、特色のあるものである旨を表示する場合は、施行規則で定める基準により表示するものとする。 ⑵～⑾　（略） （不当表示の禁止） **第５条**　事業者は、ハム・ソーセージ類の取引に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。 ⑴～⑼　（略） ⑽　事業者が自己の供給するハム・ソーセージ類の取引について行う表示であって、一般消費者が当該表示であることを判別することが困難であるもの（ステルスマーケティング） ⑾　（略）	（特定事項の表示基準） **第４条**　事業者はハム・ソーセージ類について、次の各号に掲げる表示をする場合には、当該各号に定めるところによらなければならない。 ⑴　使用した原料肉を強調する表示 ア　「オール○○肉」、「○○肉100％」等と表示する場合は、施行規則で定める基準により表示するものとする。 イ　原料肉（原料畜肉類又は原料臓器類）について、特色のあるものである旨を表示する場合は、施行規則で定める基準により表示するものとする。 ⑵～⑾　（略） （不当表示の禁止） **第５条**　事業者は、ハム・ソーセージ類の取引に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。 ⑴～⑼　（略） ⑽　（略）

附　則

一　この規約の変更は、この規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

二　この規約の変更の施行の日前に事業者が行った表示については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第千二百八十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年十月十九日

国土交通大臣　井林　辰憲

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

地蔵壇（二）

二　砂防法第二条の土地の表示

岩手県奥州市前沢生母の区域内の土地のうち、次の一点から七十五点までを順次結んだ線及び一点と七十五点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	39°03′00.7840″	141°12′09.0973″
2	39°03′00.7918″	141°12′09.1404″
3	39°03′00.6431″	141°12′09.7209″
4	39°03′00.5981″	141°12′09.8963″
5	39°03′00.2321″	141°12′09.7405″
6	39°03′00.2242″	141°12′09.7954″
7	39°02′59.9147″	141°12′09.8475″
8	39°02′59.8936″	141°12′10.0881″
9	39°02′59.9229″	141°12′10.6330″
10	39°02′59.9237″	141°12′10.6475″
11	39°02′59.8483″	141°12′10.9182″
12	39°02′59.8361″	141°12′11.3881″
13	39°02′59.8358″	141°12′11.3980″
14	39°02′59.8108″	141°12′11.4894″
15	39°02′59.8021″	141°12′11.7482″
16	39°02′59.7983″	141°12′11.7477″
17	39°02′59.6060″	141°12′11.7242″
18	39°02′59.6343″	141°12′11.8697″
19	39°02′59.5542″	141°12′12.5535″
20	39°02′59.5907″	141°12′12.8390″
21	39°02′59.6160″	141°12′13.0373″
22	39°02′59.5283″	141°12′13.3859″
23	39°02′59.4850″	141°12′13.7657″
24	39°02′59.7561″	141°12′13.8603″
25	39°02′59.8032″	141°12′13.8768″
26	39°03′00.0304″	141°12′13.9561″
27	39°03′00.2703″	141°12′14.0399″
28	39°03′00.4406″	141°12′14.0994″
29	39°03′00.6134″	141°12′14.3929″
30	39°03′00.7792″	141°12′15.0108″
31	39°03′00.6538″	141°12′15.3551″
32	39°03′00.3833″	141°12′15.5888″
33	39°03′00.0976″	141°12′15.6105″
34	39°02′59.7829″	141°12′15.3209″
35	39°02′59.7259″	141°12′15.2684″
36	39°02′59.4807″	141°12′15.5588″
37	39°02′59.4620″	141°12′15.5810″
38	39°02′59.2975″	141°12′15.9176″
39	39°02′59.2295″	141°12′16.2660″
40	39°02′59.0149″	141°12′16.8931″
41	39°02′58.8520″	141°12′17.2103″
42	39°02′58.7786″	141°12′17.8603″
43	39°02′58.6269″	141°12′18.2128″
44	39°02′58.4492″	141°12′18.5313″
45	39°02′58.3918″	141°12′18.4995″
46	39°02′58.3187″	141°12′18.4590″
47	39°02′58.4280″	141°12′18.1213″
48	39°02′58.4468″	141°12′17.0203″
49	39°02′58.5833″	141°12′16.8388″
50	39°02′58.7890″	141°12′16.2227″
51	39°02′58.8308″	141°12′15.8736″
52	39°02′59.2255″	141°12′15.0234″
53	39°02′59.1686″	141°12′14.8909″
54	39°02′59.1254″	141°12′14.4685″
55	39°02′59.1698″	141°12′14.1777″
56	39°02′59.2377″	141°12′13.3504″
57	39°02′59.2306″	141°12′12.8315″
58	39°02′59.2612″	141°12′12.7324″
59	39°02′59.3250″	141°12′12.5255″
60	39°02′59.3800″	141°12′11.6966″

61	39° 02′ 59.2728″	141° 12′ 11.4287″
62	39° 02′ 59.3995″	141° 12′ 10.8635″
63	39° 02′ 59.2992″	141° 12′ 10.3707″
64	39° 02′ 59.3078″	141° 12′ 10.3272″
65	39° 02′ 59.3673″	141° 12′ 10.0239″
66	39° 02′ 59.4175″	141° 12′ 09.7868″
67	39° 02′ 59.3381″	141° 12′ 09.3883″
68	39° 02′ 59.3509″	141° 12′ 09.3204″
69	39° 02′ 59.5659″	141° 12′ 09.1011″
70	39° 02′ 59.7322″	141° 12′ 09.0091″
71	39° 02′ 59.7917″	141° 12′ 08.9778″
72	39° 03′ 00.0073″	141° 12′ 08.9000″
73	39° 03′ 00.2812″	141° 12′ 08.9162″
74	39° 03′ 00.5834″	141° 12′ 09.0943″
75	39° 03′ 00.7577″	141° 12′ 09.1239″

○国土交通省告示第千二百八十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年十月十九日

国土交通大臣　井林　辰憲

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

宮本の沢二

二　砂防法第二条の土地の表示

岩手県下閉伊郡岩泉町袈野の区域内の土地のうち、次の一点から五十八点までを順次結んだ線及び一点と五十八点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	39° 50′ 31.3912″	141° 54′ 13.1980″
2	39° 50′ 31.0455″	141° 54′ 13.3561″
3	39° 50′ 30.4494″	141° 54′ 13.6276″
4	39° 50′ 30.1888″	141° 54′ 13.6640″
5	39° 50′ 29.7439″	141° 54′ 13.6854″
6	39° 50′ 29.4066″	141° 54′ 13.8194″
7	39° 50′ 29.0247″	141° 54′ 14.0236″
8	39° 50′ 28.7769″	141° 54′ 14.4881″
9	39° 50′ 28.6302″	141° 54′ 15.1037″
10	39° 50′ 28.5688″	141° 54′ 15.3616″
11	39° 50′ 28.3998″	141° 54′ 15.1363″
12	39° 50′ 28.3719″	141° 54′ 15.0991″
13	39° 50′ 28.4100″	141° 54′ 14.3906″
14	39° 50′ 28.2528″	141° 54′ 14.1703″
15	39° 50′ 28.0706″	141° 54′ 13.9147″
16	39° 50′ 27.5110″	141° 54′ 13.8970″
17	39° 50′ 27.4343″	141° 54′ 14.1762″
18	39° 50′ 27.1289″	141° 54′ 14.0497″
19	39° 50′ 26.1100″	141° 54′ 14.0155″
20	39° 50′ 26.1211″	141° 54′ 13.9175″
21	39° 50′ 26.0339″	141° 54′ 13.8369″
22	39° 50′ 25.1352″	141° 54′ 13.0055″
23	39° 50′ 24.7093″	141° 54′ 13.2058″
24	39° 50′ 24.4652″	141° 54′ 13.1268″
25	39° 50′ 24.2559″	141° 54′ 12.9146″
26	39° 50′ 24.0080″	141° 54′ 12.0597″
27	39° 50′ 23.9058″	141° 54′ 11.7071″
28	39° 50′ 23.7516″	141° 54′ 11.4448″
29	39° 50′ 23.6549″	141° 54′ 11.3853″
30	39° 50′ 23.3650″	141° 54′ 11.1850″
31	39° 50′ 23.3846″	141° 54′ 11.0875″
32	39° 50′ 23.7818″	141° 54′ 11.1402″
33	39° 50′ 23.9697″	141° 54′ 11.2578″
34	39° 50′ 24.1916″	141° 54′ 11.6773″
35	39° 50′ 24.3709″	141° 54′ 12.2174″
36	39° 50′ 24.4238″	141° 54′ 12.3768″
37	39° 50′ 24.8225″	141° 54′ 12.4437″
38	39° 50′ 25.5904″	141° 54′ 12.0156″
39	39° 50′ 25.7886″	141° 54′ 12.0844″
40	39° 50′ 26.2163″	141° 54′ 12.4548″
41	39° 50′ 26.4460″	141° 54′ 12.5323″
42	39° 50′ 26.5619″	141° 54′ 12.0845″
43	39° 50′ 26.5793″	141° 54′ 12.0172″
44	39° 50′ 27.0363″	141° 54′ 11.8780″
45	39° 50′ 27.5413″	141° 54′ 11.8613″
46	39° 50′ 27.6254″	141° 54′ 12.0879″
47	39° 50′ 27.6547″	141° 54′ 12.1671″
48	39° 50′ 27.8425″	141° 54′ 12.1725″
49	39° 50′ 28.3034″	141° 54′ 12.3247″
50	39° 50′ 28.5868″	141° 54′ 12.5386″
51	39° 50′ 28.6239″	141° 54′ 12.4879″
52	39° 50′ 29.0962″	141° 54′ 12.5664″
53	39° 50′ 29.6225″	141° 54′ 12.4247″
54	39° 50′ 30.7692″	141° 54′ 12.1971″
55	39° 50′ 30.8214″	141° 54′ 12.1928″
56	39° 50′ 31.0774″	141° 54′ 12.1720″
57	39° 50′ 31.2153″	141° 54′ 12.6229″
58	39° 50′ 31.2392″	141° 54′ 12.7009″

○国土交通省告示第千二百八十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年十月十九日

国土交通大臣　井林　辰憲

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

畑向沢

二　砂防法第二条の土地の表示

宮城県岩沼市北長谷の区域内の土地のうち、次の一点から二十六点までを順次結んだ線及び一点と二十六点を令和七年国土交通省告示第二百七十二号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	38° 06′ 23.7509″	140° 50′ 15.5432″
2	38° 06′ 23.7734″	140° 50′ 15.5034″
3	38° 06′ 23.8575″	140° 50′ 15.4416″
4	38° 06′ 23.9170″	140° 50′ 14.7950″
5	38° 06′ 23.8586″	140° 50′ 14.5566″
6	38° 06′ 23.5607″	140° 50′ 14.1331″
7	38° 06′ 23.5333″	140° 50′ 14.0333″
8	38° 06′ 23.5762″	140° 50′ 13.6379″
9	38° 06′ 23.4648″	140° 50′ 12.5146″
10	38° 06′ 23.5055″	140° 50′ 12.1426″
11	38° 06′ 23.7025″	140° 50′ 12.1100″
12	38° 06′ 23.8219″	140° 50′ 12.3428″
13	38° 06′ 23.8259″	140° 50′ 12.3840″
14	38° 06′ 23.7702″	140° 50′ 12.4756″
15	38° 06′ 23.8849″	140° 50′ 13.5868″
16	38° 06′ 23.9435″	140° 50′ 13.5771″
17	38° 06′ 23.9713″	140° 50′ 13.8456″
18	38° 06′ 23.8660″	140° 50′ 13.9013″
19	38° 06′ 23.8058″	140° 50′ 14.1093″
20	38° 06′ 24.0098″	140° 50′ 14.4469″
21	38° 06′ 24.0396″	140° 50′ 14.5386″
22	38° 06′ 24.1097″	140° 50′ 14.7938″
23	38° 06′ 24.0341″	140° 50′ 15.4360″
24	38° 06′ 23.9357″	140° 50′ 15.5186″
25	38° 06′ 23.9192″	140° 50′ 15.5867″
26	38° 06′ 23.8563″	140° 50′ 15.6966″

○国土交通省告示第千二百八十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年十月十九日

国土交通大臣　井林　辰憲

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

毘沙門川

二　砂防法第二条の土地の表示

静岡県伊豆の国市奈古谷の区域内の土地のうち、次の一点から四十点までを順次結んだ線及び一点と四十点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35°04′00.8438″	138°58′29.6212″
2	35°04′02.3532″	138°58′30.4174″
3	35°04′03.0803″	138°58′34.5316″
4	35°04′02.6258″	138°58′33.8849″
5	35°04′01.1432″	138°58′34.8003″
6	35°03′59.2753″	138°58′39.9292″
7	35°03′58.0326″	138°58′39.6237″
8	35°03′57.9039″	138°58′36.5122″
9	35°03′57.9577″	138°58′35.8539″
10	35°03′58.2722″	138°58′35.2531″
11	35°03′58.8535″	138°58′34.6085″
12	35°03′59.1497″	138°58′34.0972″
13	35°03′59.2025″	138°58′33.4486″
14	35°03′58.8951″	138°58′32.8249″
15	35°03′58.0284″	138°58′32.0536″
16	35°03′58.1256″	138°58′31.2062″
17	35°03′58.3142″	138°58′30.8847″
18	35°03′58.7614″	138°58′30.2698″
19	35°03′59.1672″	138°58′29.4419″
20	35°03′59.2844″	138°58′28.9073″
21	35°03′59.1350″	138°58′27.8183″
22	35°03′59.4814″	138°58′27.0980″
23	35°03′59.7791″	138°58′26.8913″
24	35°04′00.9440″	138°58′26.4386″
25	35°04′01.2175″	138°58′26.2069″
26	35°04′01.6899″	138°58′25.9846″
27	35°04′02.0306″	138°58′25.2356″
28	35°04′02.2865″	138°58′25.3750″
29	35°04′02.0416″	138°58′26.0243″
30	35°04′01.7047″	138°58′26.4545″
31	35°04′01.4821″	138°58′26.6085″
32	35°04′00.2593″	138°58′27.1045″
33	35°03′59.8305″	138°58′27.3196″
34	35°03′59.5740″	138°58′27.7754″
35	35°03′59.5656″	138°58′28.5010″
36	35°03′59.8460″	138°58′28.6416″
37	35°03′59.7977″	138°58′29.2259″
38	35°03′59.5407″	138°58′30.0480″
39	35°03′59.7644″	138°58′30.1263″
40	35°04′00.3040″	138°58′29.7929″

○海上保安庁告示第三十九号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第二十四条の規定により、次のように告示する。

令和八年十月十九日

海上保安庁長官　宮澤　康一

名称　名古屋港新土砂処分場建設工事区域Ｄ灯標

位置

所在地　常滑港りんくう地区南防波堤灯台（愛知県常滑市）の南西方約四・二キロメートル

北緯　三四―五一―〇〇

東経　一三六―四七―三五

変更した事項　光度　実効光度一五〇カンデラ

光達距離　六・〇海里

変更年月日　令和八年八月十五日

名称　土々呂港防波堤灯台

位置

所在地　宮崎県土々呂港（防波堤外端）

北緯　三二―三〇―四七

東経　一三一―四一―一一

変更した事項　灯質　単せん赤光　毎三秒に一せん光

光度　実効光度二七カンデラ

高さ　地上から構造物の頂部まで九・一メートル

変更年月日　令和八年八月十七日

名称　日向野島港防波堤灯台

位置

所在地　宮崎県宮崎市（野島港防波堤外端）

北緯　三一―四四―一二

東経　一三一―二八―〇七

変更した事項　灯質　単せん緑光　毎三秒に一せん光

光度　実効光度二七カンデラ

高さ　地上から構造物の頂部まで八・〇メートル

変更年月日　令和八年八月十八日

名称　関門航路第十二号灯浮標

位置

所在地　関門港若松区（台場鼻潮流信号所の南南西方約一・九キロメートル）

北緯　三三―五六―〇〇

東経　一三〇―五二―〇六

変更した事項　灯質　単せん赤光　毎三秒に一せん光

附属施設　レーダー反射器

変更年月日　令和八年八月十九日

名称　門川港浅海防波堤西灯台

位置

所在地　宮崎県東臼杵郡門川町（門川港浅海防波堤西端）

北緯　三二―二八―一六

東経　一三一―四〇―三一

変更した事項　灯質　群せん赤光　毎六秒に二せん光

光度　実効光度二七カンデラ

変更年月日　令和八年八月二十日

名称　名古屋港新土砂処分場建設工事区域Ｆ灯浮標

位置

所在地　常滑港りんくう地区南防波堤灯台（愛知県常滑市）の南西方約三・三キロメートル

北緯　三四―五一―〇六

東経　一三六―四八―一二

変更した事項　位置　常滑港りんくう地区南防波堤灯台（愛知県常滑市）の西南西方約二・九キロメートル

北緯　三四―五一―四二

東経　一三六―四八―〇四

変更年月日　令和八年八月二十四日

名称　関門航路第三十号灯浮標

位置

所在地　関門港門司区（大瀬戸第三号導灯（前灯）の北方約二・五キロメートル）

北緯　三三―五六―一六

東経　一三〇―五六―二八

変更した事項　記事　附属施設　レーダー反射器

変更年月日　令和八年八月二十四日

名称　小島港北防波堤灯台

位置

所在地　北海道松前郡松前町（小島港北防波堤外端）

北緯　四一―二一―四二

東経　一三九―四九―〇一

変更した事項
灯質　単せん赤光　毎三秒に一せん光
光達距離　実効光度二五カンデラ
高さ　三・五海里
変更年月日　令和八年八月二十六日

名称　名古屋港新土砂処分場建設工事区域E灯浮標
位置
所在地　常滑港りんくう地区南防波堤灯台（愛知県常滑市）の南西方約三・七キロメートル
北緯　三四―五一―〇四
東経　一三六―四七―五七
変更した事項
位置
所在地　常滑港りんくう地区南防波堤灯台（愛知県常滑市）の西南西方約三・三キロメートル
北緯　三四―五一―三九
東経　一三六―四七―四八
変更年月日　令和八年八月二十七日

名称　大井川港第三号灯浮標
位置
所在地　静岡県大井川港（大井川港南防波堤灯台の西方約二一〇メートル）
北緯　三四―四六―四〇
東経　一三八―一八―一二
変更した事項
光達距離　四・〇海里
変更年月日　令和八年八月三十一日

名称　大井川港第四号灯浮標
位置
所在地　静岡県大井川港（大井川港南防波堤灯台の西北西方約二六〇メートル）
北緯　三四―四六―四三
東経　一三八―一八―一一
変更した事項
光達距離　四・〇海里
変更年月日　令和八年八月三十一日

名称　早瀬大橋橋梁灯（L一灯）
位置
所在地　早瀬大橋橋梁灯（C一灯）の西南西方約七九メートル
北緯　三四―〇九―一八
東経　一三二―二九―二八
変更した事項　一時業務休止中のところ復旧
変更年月日　令和八年九月一日

名称　早瀬大橋橋梁灯（L二灯）
位置
所在地　早瀬大橋橋梁灯（C二灯）の西南西方約七九メートル
北緯　三四―〇九―一八
東経　一三二―二九―二八
変更した事項　一時業務休止中のところ復旧
変更年月日　令和八年九月一日

名称　乙忠部港東防波堤灯台
位置
所在地　北海道枝幸郡枝幸町（乙忠部港東防波堤外端）
北緯　四四―四六―五七
東経　一四二―四三―二一
変更した事項
灯質　単せん赤光　毎三秒に一せん光
光達距離　実効光度七八カンデラ
五・〇海里
変更年月日　令和八年九月三日

名称　問牧港東防波堤灯台
位置
所在地　北海道枝幸郡枝幸町（問牧港東防波堤外端）
北緯　四四―五九―二五
東経　一四二―三二―四八
変更した事項
灯質　単せん赤光　毎三秒に一せん光
光達距離　実効光度七八カンデラ
五・〇海里
光達距離　地上から構造物の頂部まで四・七メートル
高さ　平均水面上から灯火まで七・八メートル
変更年月日　令和八年九月三日

名称　稚咲内港西防波堤灯台
位置
所在地　北海道天塩郡豊富町（稚咲内港西防波堤外端）
北緯　四五―〇五―〇五
東経　一四一―三七―三二
変更した事項
灯質　単せん赤光　毎三秒に一せん光
光達距離　実効光度七八カンデラ
五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで四・七メートル
変更年月日　令和八年九月四日

名称　天塩港西防波堤灯台
位置
所在地　北海道天塩港（西防波堤外端）
北緯　四四―五二―一二
東経　一四一―四四―〇四
変更した事項
灯質　単せん緑光　毎三秒に一せん光
光達距離　実効光度七八カンデラ
高さ　五・〇海里
変更年月日　令和八年九月八日

名称　関空泉州沖連絡橋橋梁灯（P四十三灯）
位置
所在地　関空泉州沖連絡橋橋梁灯（C三灯）の南東方約九八〇メートル
北緯　三四―二五―〇八
東経　一三五―一七―一七
変更した事項
高さ　平均水面上から灯火まで一〇メートル
変更年月日　令和八年九月八日

名称　関空泉州沖連絡橋橋梁灯（P四十四灯）
位置
所在地　関空泉州沖連絡橋橋梁灯（C二灯）の南東方約一・三キロメートル
北緯　三四―二五―〇九
東経　一三五―一七―一七
変更した事項
高さ　平均水面上から灯火まで九・一メートル
変更年月日　令和八年九月八日

名称　居組港不動山小振島照射灯
位置
所在地　兵庫県美方郡新温泉町（居組港不動山灯台）
北緯　三五―三七―〇〇
東経　一三四―二三―〇七
変更した事項
光度　八三〇、〇〇〇カンデラ
変更年月日　令和八年九月八日

名称　苫前港北防波堤灯台
位置
所在地　北海道苫前港（北防波堤外端）
北緯　四四―一九―一二
東経　一四一―三九―一四
変更した事項
灯質　単せん赤光　毎三秒に一せん光
光達距離　実効光度七八カンデラ
五・〇海里
変更年月日　令和八年九月九日

名称　須川港東防波堤灯台
位置
所在地　長崎県南島原市（須川港東防波堤外端）
北緯　三二―三九―〇一
東経　一三〇―一七―三三
変更した事項
灯質　群せん赤光　毎六秒に二せん光
光度　実効光度二七カンデラ
変更年月日　令和八年九月九日

名称　檜山泊港西防波堤灯台
位置
所在地　北海道檜山郡江差町（檜山泊港西防波堤外端）
北緯　四一―五三―三二
東経　一四〇―〇八―〇七
変更した事項
灯質　単せん赤光　毎三秒に一せん光
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで五・二メートル
平均水面上から灯火まで六・三メートル
変更年月日　令和八年九月十日

名称　沖浦港明石防波堤灯台
位置
所在地　広島県豊田郡大崎上島町（沖浦港明石防波堤外端）
北緯　三四―一二―二〇
東経　一三二―五二―三一
変更した事項
光度　一一〇カンデラ
光達距離　五・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで九・二メートル
平均水面上から灯火まで一三メートル
変更年月日　令和八年九月十日

名称　小良ケ浜灯台
位置
所在地　福島県双葉郡富岡町（子ギリバノ鼻）
北緯　三七―二一―五一
東経　一四一―〇二―一八
変更した事項
光度　実効光度四二〇カンデラ
光達距離　七・五海里
変更年月日　令和八年九月十一日
記事　一時変更

名称　大牟田港灯台
位置
所在地　福岡県大牟田市（大牟田川川口）
北緯　三三―〇二―〇九
東経　一三〇―二五―一〇
変更した事項
灯質　単せん緑光　毎四秒に一せん光
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで九・三メートル
平均水面上から灯火まで一四メートル
変更年月日　令和八年九月十一日

名称　沼津港西防波堤灯台
位置
所在地　静岡県沼津港（西防波堤外端）
北緯　三五―〇四―四八
東経　一三八―五一―〇四
変更した事項
高さ　地上から構造物の頂部まで九・六メートル
平均水面上から灯火まで一四メートル
変更年月日　令和八年九月十四日

名称　矢部川口南灯台
位置
所在地　福岡県みやま市（塩塚川口南灯台の東南東方約二・七キロメートル）
北緯　三三―〇五―〇一
東経　一三〇―二四―四五
変更した事項
灯質　単せん赤光　毎三秒に一せん光
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで五・五メートル
平均水面上から灯火まで一三メートル
変更年月日　令和八年九月十四日

○関東地方整備局告示第二百二十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十月十九日　関東地方整備局長　西澤賢太郎

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北茨城市大津町字二日羅内二六八二番一から同市平潟町字経塚六四六番一まで	前	A 一〇・〇〇～八・三五	四八・〇〇メートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 八・三五～一〇・〇〇	一二三・五五メートル	
	後	A 一〇・〇〇～八・三五	四八・〇〇メートル	
		B 八・三五～一〇・〇〇	一二三・五五メートル	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二百二十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十月十九日　関東地方整備局長　西澤賢太郎

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	那須塩原市三島三丁目七番四から同市三島四丁目二五番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

供用開始の期日　令和八年十月十九日

○関東地方整備局告示第二百三十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十月十九日　関東地方整備局長　西澤賢太郎

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
結城市大字結城字大水河原三九七七番二から筑西市布川字田河内一三一〇番五まで	前	A 九・〇〇～一二・二〇	四六・二〇メートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 一二・二〇～一〇三・二〇	一・九五〇キロメートル	
	後	A 九・〇〇～一二・二〇	四六・二〇メートル	
		B 一二・二〇～一〇三・二〇	二・〇七〇キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

国会事項

衆議院

質問書提出

十月十五日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

政府提出の「消費税・支援金法案」に関する質問主意書（田村智子外三名提出）

人事異動

内閣

○財務大臣臨時代理

国務大臣　藤井比早之

財務大臣片山さつき海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣に指定する

同　藤井比早之

内閣府特命担当大臣片山さつき海外出張不在中内閣府特命担当大臣（金融）事務代理を命ずる（以上十月十五日）

叙位・叙勲

○叙勲

旭日小綬章を授ける（各通）

岡庭　明　金子　信男　長門　孝則
秋山　泰則　今井　重信　中村　一也

旭日双光章を授ける（各通）

井尻　繁　岩澤　桂治　内田　和雄　大山　亮　市山　昭義
比屋根方次　小貫　良巳　川北　壽麿　清住　隆幸　下田　一甫　栗原　洋子　津出　悦男　中島　信幸　久田　浩平　守屋　幸彦

旭日単光章を授ける（各通）

安部　文侑　池本　雅也　磯田　昌三
大内　弘　上村　和明　北山　清種
清藤　重信　熊田　照男　小林　和麿
小松　登　末永　統一　高辻　幸守

瑞宝小綬章を授ける（各通）

青柳　清美　秋元　禮子　網田　郁雄　石川　祿郎　伊丹　清　一木　道子　岩泉　達　遠藤　拓二　大久保明彦　大野　公　岡山　辨　奥田　貞三　角石　富惠　片桐　靖　加藤　勝彦　河村　恭子　北谷　俊哲　木村　重幸　工藤　究　熊谷　慧　小池榮一郎　小場　聰男　小山　弘雄　齋藤　守　嵯峨　忠一　佐藤作太郎　柴田　正郎　下村　一夫　杉原　純治　鈴木　利男　副島　良　武井富喜雄　竹田　基　田島　昭子　附田　守弘　手嶋　康夫　徳田　和睦　中島　正勝　中野　幸夫　西岡　三郎　野崎　彰　林　郁夫　平　康市　蛭牟田長治　藤田美代子　古澤　良禎　水澤　正明　渡邉　武彦　永窪　啓治　水口　武彦　永野　幸次　村田　善之

瑞宝双光章を授ける（各通）

青山　郁博　朝比奈博光　伊澤　哲夫　石黒　幸枝　一岡　升登　伊藤　勝男　上島　徳夫　及川　貢　太田　英弘　岡田　健彦　小川　和郎　奥間　俊信　春日　直明　片山　肇　菊米　恒夫　菅野　昭　北山　光孝　金城　盛善　工藤　泰則　黒田　勝　小池　榮一　小林　政昭　小山　長壽　境谷　實　櫻井　純子　更家盛一郎　島原　洋子　菅井　徹郎　鈴木　貞夫　鈴木　文典　高橋　正一　竹内　勇　竹本　健　田中　一正　柘植　孝一　時日出男　泊　英敏　中曽　邦輔　中山　雅雄　西澤　享良　野村　邦男　東　紀朗　平井　昭臣　藤井千代喜　堀江　睦子　秋葉　敏夫　阿部　二導　石川　之雄　磯野　英章　市川　利治　井上　良二　梅田　武志　大石　政志　大野　憲三　岡田　弘子　小川　靖男　小野寺治也　片岡　信雄　加田　達也　川上　愛男　菅野　哲男　城所　郁雄　楠本田鶴子　久保　充清　剣持　千秋　小清水忠男　小松　康文　西條　雅夫　榊原　宗文　佐藤　昭夫　重野　芳章　下地　惠治　杉田　勝利　鈴木　節子　鈴木　増一　高畑　浩三　竹田　忠夫　多氣　喜三　田中　久雄　辻川　信孝　徳重　寛吾　土肥　一郎　中野　大猛　長澤　八郎　日塔　章彦　長谷　博明　日高慶一郎　平手　勝　藤井　正昭　本藤　忠　前川　朝文　松元登美子　水間　福一　宮崎　雄次　森　富保　山岡　泰三　山下　桂一　山梨　和夫　結城　公昭　鷲野　章　和田　莊　松浦　英夫　松本　文隆　溝口　登　村井　英之　森田　和彦　山際　紀雄　山下　知巳　山本　邦彦　吉田　嗣正　渡辺　和則　松尾　秀保　丸山　昌吾　三谷　明義　森　俊彦　安島　均　山崎　友治　山田　輝男　山本　テル　若槻　忠臣　渡部　朝明　青井　清　白川　孝久　三河　玲子　加藤　正義　永田　祐造　吉尾　保　嶋村　邦重　野田　安弘

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月一日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、青森県において開催されている第八十回国民スポーツ大会に御臨場、併せて地方事情を御視察のため、十月十日午前九時二十分御出門、同県へ行幸啓、同月十一日午後七時三十一分還幸啓になった。

天皇皇后両陛下は、十月十五日午前九時二十分御出門、GEA国際会議二〇二六「GXによる成長投資を通じた地球環境への貢献～持続可能な未来実現に向けた統合的取組の戦略的推進～」開会式に御臨席のため、東京プリンスホテル（港区）へ行幸啓、午後零時二十三分還幸啓になった。

官庁報告

国家試験

水先人試験の施行

水先人試験の施行について、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令第一号）第十一条の規定により、次のとおり公示する。

令和八年十月十九日　国土交通大臣　井林　辰憲

1　水先人試験を行う期日及び場所、受験申請書の提出先及び提出期限並びに合格発表日

一　他の水先区の一級水先人の免許を現に受けている者に対する試験

イ　筆記試験

水先区	期日	場所	受験申請書提出先	受験申請書提出期限	合格発表日
秋田船川水先区	令和八年十二月二日	東北運輸局（宮城県仙台市宮城野区鉄砲町一番地仙台第四合同庁舎）	東北運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課（宮城県仙台市宮城野区鉄砲町一番地仙台第四合同庁舎）郵便番号九八三―八五三七）	令和八年十一月十日（郵送による場合は、十一月十日必着）	合格発表日は、地方運輸局より通知する。
新潟水先区	令和八年十二月二日	北陸信越運輸局新潟港湾事務所（新潟県新潟市中央区美咲町一丁目二番一号新潟美咲合同庁舎二号館）	北陸信越運輸局海事部船員労働環境・海技資格課（新潟県新潟市中央区美咲町一丁目二番一号新潟美咲合同庁舎二号館）郵便番号九五〇―八七三七）		

備考

筆記試験は、受験申請書に添付される健康証明書により実施する身体検査に合格した者に対して行う。

ロ　口述試験

期日及び場所並びに合格発表日は、筆記試験合格者に対して、試験を行う場所を管轄する地方運輸局より通知する。

二　同一の水先区の二級水先人の免許を現に受けている者に対する試験

イ　筆記試験

水先区	期日	場所	受験申請書提出先	受験申請書提出期限	合格発表日
伊勢三河湾水先区	令和八年十二月二日	中部運輸局（愛知県名古屋市中区三の丸二丁目二番一号名古屋合同庁舎第一号館）	中部運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課（愛知県名古屋市中区三の丸二丁目二番一号名古屋合同庁舎第一号館　郵便番号四六〇―八五二八）	令和八年十一月十日（郵送による場合は、十一月十日必着）	合格発表日は、地方運輸局（運輸監理部を含む。）より通知する。
大阪湾水先区及び内海水先区		神戸運輸監理部（兵庫県神戸市中央区波止場町一番一号　神戸第二地方合同庁舎）	神戸運輸監理部海上安全環境部船員労働環境・海技資格課（兵庫県神戸市中央区波止場町一番一号　神戸第二地方合同庁舎　郵便番号六五〇―〇〇四二）		

備考

筆記試験は、受験申請書に添付される健康証明書により実施する身体検査に合格した者に対して行う。

ロ　口述試験

期日及び場所並びに合格発表日は、筆記試験合格者に対して、試験を行う場所を管轄する地方運輸局（運輸監理部を含む。）より通知する。

三　同一の水先区の三級水先人の免許を現に受けている者に対する試験

イ　筆記試験

水先区	期日	場所	受験申請書提出先	受験申請書提出期限	合格発表日
東京湾水先区	令和八年十二月二日	関東運輸局（神奈川県横浜市中区北仲通五丁目五十七番地　横浜第二合同庁舎）	関東運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課（神奈川県横浜市中区北仲通五丁目五十七番地　横浜第二合同庁舎　郵便番号二三一―八四三三）	令和八年十一月十日（郵送による場合は、十一月十日必着）	合格発表日は、地方運輸局（運輸監理部を含む。）より通知する。
伊勢三河湾水先区		中部運輸局（愛知県名古屋市中区三の丸二丁目二番一号名古屋合同庁舎第一号館）	中部運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課（愛知県名古屋市中区三の丸二丁目二番一号名古屋合同庁舎第一号館　郵便番号四六〇―八五二八）		
大阪湾水先区及び内海水先区		神戸運輸監理部（兵庫県神戸市中央区波止場町一番一号　神戸第二地方合同庁舎）	神戸運輸監理部海上安全環境部船員労働環境・海技資格課（兵庫県神戸市中央区波止場町一番一号　神戸第二地方合同庁舎　郵便番号六五〇―〇〇四二）		

関門水先区		九州運輸局（福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十一番一号福岡合同庁舎新館）	九州運輸局海上安全環境部海技資格課（福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十一番一号　福岡合同庁舎新館　郵便番号八一二―〇〇一三）		

備考

筆記試験は、受験申請書に添付される健康証明書により実施する身体検査に合格した者に対して行う。

ロ　口述試験

期日及び場所並びに合格発表日は、筆記試験合格者に対して、試験を行う場所を管轄する地方運輸局（運輸監理部を含む。）より通知する。

2　その他

一　郵便により受験申請するときは、氏名、住所及び郵便番号を明記の上、郵便切手百十円分を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

二　試験の詳細については、試験を行う場所を管轄する地方運輸局（運輸監理部を含む。）より通知する。

三　筆記試験又は口述試験を受けることができなかった者、又はこれに合格しなかった者に対して、筆記試験又は口述試験の追試験を行う場合は、試験を行う場所を管轄する地方運輸局（運輸監理部を含む。）より通知する。

第68回原子炉主任技術者試験口答試験合格者

原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則（昭和53年総理府令第51号）第６条の規定に基づき、第68回原子炉主任技術者試験口答試験合格者の氏名を次のとおり公告する。

令和８年10月19日

原子力規制委員会委員長　山中　伸介

受験番号	氏名	受験番号	氏名
1	青山　雄太	7	椿　明宏
8	門柳　悠太	10	神川　豊
12	河上　壮志	15	河本　貴寛
20	小石峯武彦	23	近藤謙太郎
34	関口　淳史	35	園田　裕樹
38	田島　匠	41	寺本栄治郎
42	土井　卓哉	44	富安　亮太
46	中嶋亮太朗	51	板東　謙一
52	挽谷　政弥	53	日比野航己
58	松浦　優也	60	松本　英朗
62	宮森　巧	64	森　裕樹
69	山田　尚徳	71	渡邉　隆也

法務省告示配第百五十五号

長崎市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

令和八年十月十九日　法務大臣　山下　貴司

長崎県長崎市西山四丁目六百三十四番地　浦川　幾男

法務省告示配第百五十六号

福岡県筑紫野市役所保存の次の除籍が滅失した。

令和八年十月十九日　法務大臣　山下　貴司

福岡県筑紫郡筑紫村大字下見三百七十三番地　大村　昭吾

法務省告示配第百五十七号

島根県雲南市役所保存の次の除籍が滅失した。

令和八年十月十九日　法務大臣　山下　貴司

島根県飯石郡掛合町大字入間千百二十五番地八　北尾シゲ子

公　告

諸　事　項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和８年（家）第３０１７７号
千葉県船橋市湊町二丁目１０番２５号
申立人　船橋市長
本籍東京都千代田区内神田三丁目８番地
最後の住所千葉県船橋市咲が丘四丁目１３番３４号
死亡の場所千葉県船橋市
死亡年月日令和５年１２月２１日頃から３１日頃までの間
出生の場所東京都千代田区
出生年月日昭和２５年４月２日
職業　不明　被相続人　亡　福田　和男
事務所　千葉県船橋市湊町２丁目１２番４号湊町十二番館７階　湊町法律事務所
相続財産清算人　弁護士　岩田　康孝
催告期間満了日　令和９年５月２０日
千葉家庭裁判所市川出張所

令和８年（家）第８１０７４号
大阪府大阪市住之江区南加賀屋３－５－１６－４０１
申立人　辛川　江津子
本籍徳島県美馬郡つるぎ町貞光字辻５０番地
最後の住所大阪市淀川区十三本町１丁目１４番２０号　長谷川ビル４階Ａ号
死亡の場所大阪府大阪市淀川区
死亡年月日令和６年７月１日頃から１０日頃までの間
出生の場所徳島県美馬郡貞光町
出生年月日昭和３１年４月１６日
職業　無職　被相続人　亡　藤本　博
住所　大阪市北区西天満５丁目９番３号　アールビル本館５階
相続財産清算人　弁護士　鍵谷　文子
催告期間満了日　令和９年５月１７日
大阪家庭裁判所

令和８年（家）第４０２８５号
札幌市白石区菊水５条１丁目３番地10
申立人　コロナード菊水管理組合
本籍北海道札幌市白石区菊水５条１丁目２番
最後の住所札幌市白石区菊水５条１丁目３番10－1102号
死亡の場所北海道札幌市白石区
死亡年月日令和６年11月６日朝頃
出生の場所北海道札幌市
出生年月日昭和45年４月８日
職業不詳　被相続人　亡　横山　幸司
札幌市中央区南１条西10丁目南大通ビルアネックス７階ひいらぎ法律事務所
相続財産清算人　弁護士　及川　華恵
催告期間満了日　令和９年５月28日
札幌家庭裁判所

令和８年（家）第７７２号
東京都千代田区丸の内三丁目４番２号
申立人　株式会社整理回収機構
国籍韓国
最後の住所千葉県茂原市高師３６７番地
死亡の場所不明
死亡年月日２０１９年１１月１８日
出生の場所神奈川県横須賀市
出生年月日１９３９年１月２９日
職業　建築業　被相続人　亡　岡田　忠次こと金　荊権
事務所　大阪市北区西天満４丁目１番１５号　西天満内藤ビル７０１　弁護士法人青雲法律事務所
相続財産清算人　弁護士　李　義
催告期間満了日　令和９年６月７日
千葉家庭裁判所一宮支部

令和８年（家）第７９８号
群馬県高崎市上大類町１２９２－１　ナガイハイツ２０３
申立人　西門　君江
千葉市若葉区大宮町２８８０－２７１
申立人　萩原　芳子
本籍千葉県長生郡睦沢町川島５５９番地３
最後の住所千葉県長生郡睦沢町川島５５９番地３
死亡の場所千葉県いすみ市
死亡年月日令和７年６月１７日
出生の場所千葉県長生郡土睦村
出生年月日昭和２４年２月５日
職業　無職　被相続人　亡　東條　良光
事務所　千葉市中央区中央２丁目５番１号　千葉中央ツインビル２号館１階　千葉綜合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　吉村　類
催告期間満了日　令和９年６月７日
千葉家庭裁判所一宮支部

令和８年（家）第３０１１０号
東京都新宿区水道町３番１号
申立人　株式会社住宅債権管理回収機構
本籍東京都新宿区西早稲田一丁目３２９番地
最後の住所千葉県鎌ケ谷市丸山一丁目１７番４８号(岡安コーポ１０２)
死亡の場所千葉県鎌ケ谷市
死亡年月日令和７年５月３日
出生の場所東京都新宿区
出生年月日昭和２５年４月１５日
職業　不明　被相続人　亡　土田　哲
事務所千葉県松戸市松戸１３３３－１　コスモ松戸ステーションスクエア２１０　ちば松戸法律事務所
相続財産清算人　弁護士　板倉　崇之
催告期間満了日　令和９年５月５日
千葉家庭裁判所松戸支部

令和８年（家）第３０２２１号
東京都千代田区岩本町三丁目１０番１号
申立人　山崎製パン株式会社
本籍東京都新宿区百人町三丁目４５０番地
最後の住所千葉県市川市市川３丁目７番４号エス・アパートメント２０２号
死亡の場所千葉県市川市
死亡年月日推定令和７年１２月２７日
出生の場所東京都新宿区
出生年月日昭和３８年１０月１９日
職業　不明　被相続人　亡　桑原　克之
事務所　千葉県市川市市川南１丁目９番２３号　京葉住設市川ビル５階　弁護士法人リバーシティ法律事務所
相続財産清算人　弁護士　荒川　俊也
催告期間満了日　令和９年５月１７日
千葉家庭裁判所市川出張所

令和８年（家）第７１９３１号
東京都杉並区和田１丁目７１番１１号
申立人　牛久保　明
本籍東京都杉並区上高井戸１丁目９４番地
最後の住所東京都杉並区久我山３丁目２３番１１号ハイムアゼリア２０２
死亡の場所東京都杉並区
死亡年月日令和８年１月２１日頃から３１日頃までの間
出生の場所東京都世田谷区
出生年月日昭和３６年９月１９日
職業　税理士　被相続人　亡　堤﨑　富美弘
事務所　東京都千代田区内幸町１丁目２番２号　日比谷ダイビル６階　潮見坂綜合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　浅田　登志雄
催告期間満了日　令和９年４月３０日
東京家庭裁判所

令和８年（家）第３０１０４号
静岡市駿河区高松二丁目16－30－201
申立人　亀山　宣子
本籍静岡県静岡市駿河区用宗四丁目784番地12
最後の住所静岡市駿河区登呂五丁目７番３号古屋ハイツ202号
死亡の場所静岡県静岡市駿河区
死亡年月日令和８年４月３日
出生の場所静岡県静岡市
出生年月日昭和34年２月24日
職業介護職　被相続人　亡　杉山　光男
静岡市葵区追手町２－12安藤ハザマビル３Ｆ　あさ法律事務所
相続財産清算人　弁護士　朝比奈　均
催告期間満了日　令和９年５月７日
静岡家庭裁判所

令和８年（家）第４０４２３号
神奈川県座間市入谷西３丁目１６番１５－６０１号コスモ座間
申立人　野村　愼太郎
本籍　青森県十和田市大字奥瀬字大畑野５４番地
最後の住所　横浜市保土ケ谷区仏向町４３１番地
死亡の場所　神奈川県横浜市泉区
死亡年月日　令和８年３月１３日
出生の場所　神奈川県三浦郡田浦町
出生年月日　昭和５年１１月１７日
職業　無職　被相続人　亡　志田　和子
事務所　横浜市中区常盤町１丁目１番地宮下ビル２階
相続財産清算人　弁護士　長谷川　範子
催告期間満了日　令和９年５月１７日
横浜家庭裁判所

令和８年（家）第７１８２０号
東京都八王子市元横山町２丁目９－１０
申立人　メゾン元横山管理組合法人
本籍東京都江戸川区平井４丁目４６４番地
最後の住所東京都江戸川区平井４－２４－１４
死亡の場所東京都墨田区
死亡年月日令和３年２月３日
出生の場所東京府八王子市
出生年月日昭和１７年１月３日
職業　不明　相続人　亡　村井　洋子
事務所　東京都豊島区南池袋２丁目３３番６号佐藤ビルディング６階東京はやぶさ法律事務所
相続財産清算人　弁護士　吉田　隆宏
催告期間満了日　令和９年４月３０日
東京家庭裁判所

令和８年（家）第３０３１１号
広島市中区上幟町３番27号
申立人　広島県信用保証協会
本籍広島県広島市安佐南区長束５丁目29番
最後の住所広島市安佐南区長束３丁目18番９－102号
死亡の場所広島県広島市
死亡年月日令和７年11月２日
出生の場所広島県広島市
出生年月日昭和53年６月25日
職業不明
被相続人　亡　原畑　基宏
広島市中区上八丁堀７番５号ピロティヒロシマ202吉田・木村法律事務所
相続財産清算人　弁護士谷本　素子
催告期間満了日　令和９年４月30日
広島家庭裁判所

令和８年（家）第７１５２７号
群馬県太田市大原町８２－３３４
申立人　加藤　昌男
本籍東京都渋谷区松濤１丁目２３番
最後の住所東京都目黒区八雲５丁目６番３号ＴＨＥ　ＡＲＫ１０１
死亡の場所東京都港区
死亡年月日令和３年５月１２日
出生の場所東京府東京市下谷区
出生年月日大正１４年１１月２８日
職業　不明　被相続人　亡　鈴木　義雄
事務所　東京都千代田区神田須田町１丁目４番８号ＮＣＯ神田須田町８階　お茶の水合同法律事務所
相続財産清算人　弁護士　田口　智香子
催告期間満了日　令和９年４月３０日
東京家庭裁判所

令和８年（家）第９６号
大阪府大東市三箇1丁目14番21号
申立人　田中　幸子
本籍三重県松阪市鎌田町244番地
最後の住所三重県松阪市大口町164番地1　プリマベラ101号室
死亡の場所三重県津市
死亡年月日令和7年12月28日
出生の場所大阪府大阪市旭区
出生年月日昭和40年4月11日
職業会社員　被相続人　亡　藤田　明美
事務所三重県松阪市中央町384番地1　ＯＺビルシエテ2階203号室　山本法律事務所
相続財産清算人　弁護士　山本　哲也
催告期間満了日　令和9年4月30日
津家庭裁判所松阪支部

令和８年（家）第９１６８号
福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀513番地
申立人　遠賀町
本籍福岡県遠賀郡遠賀町広渡１丁目1902番地57
最後の住所福岡県遠賀郡遠賀町広渡１丁目25番２号
死亡の場所福岡県遠賀郡遠賀町
死亡年月日推定令和６年８月20日
出生の場所福岡県築上郡角田村
出生年月日昭和30年２月23日
職業無職　被相続人　亡　松田　剛治
事務所北九州市小倉北区大手町11番３号　大手町アイビースクエア３階
相続財産清算人　弁護士　阿部　哲茂
催告期間満了日　令和９年４月30日
福岡家庭裁判所小倉支部

令和８年（家）第６０８５号
長崎県佐世保市木場田町３番34号　土井総合ビル３階　横田雄介法律事務所
申立人　横田　雄介
本籍長崎県佐世保市光月町12番地
最後の住所長崎県佐世保市十郎新町14番１号
十郎原住宅３番館112号
死亡の場所長崎県平戸市
死亡年月日令和８年６月16日
出生の場所長崎県佐世保市
出生年月日昭和15年７月20日
職業無職　被相続人　亡　北村　信之
長崎県佐世保市木場田町３番34号　土井総合ビル３階　横田雄介法律事務所
相続財産清算人　弁護士　横田　雄介
催告期間満了日　令和９年５月７日
長崎家庭裁判所佐世保支部

令和８年（家）第３０１２２号
千葉県成田市花崎町766
申立人　八城　公彦
本籍千葉県成田市中野294番地８
最後の住所千葉県成田市中野294番地８
死亡の場所千葉県成田市
死亡年月日令和８年５月10日
出生の場所満州国三江省佳木斯市
出生年月日昭和16年12月１日
職業　無職　被相続人　亡　金澤　悦子
事務所　千葉市中央区中央３丁目18番３号千葉中央ビル６階きさらぎ法律事務所
相続財産清算人　弁護士　中村　礼奈
催告期間満了日　令和９年５月19日
千葉家庭裁判所佐倉支部

令和８年（家）第３０２６０号
埼玉県三郷市彦江一丁目１９７番地３
申立人　松本　正夫
本籍大阪府堺市北区宮本町７２番地
最後の住所千葉県松戸市栄町一丁目６６番地の５
死亡の場所千葉県松戸市
死亡年月日令和８年８月２日
出生の場所大阪府堺市
出生年月日昭和４４年１月３１日
職業会社員
被相続人　亡　松本　昌隆
事務所千葉県松戸市松戸１２８１－２９京阪松戸ビル５階　東葛総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　齋藤　雅子
催告期間満了日　令和９年５月８日
千葉家庭裁判所松戸支部

令和８年（家）第８０２９９号
埼玉県川口市青木２丁目１番１号
申立人　川口市長　岡村　ゆり子
本籍埼玉県川口市栄町一丁目１２番地
最後の住所埼玉県川口市栄町一丁目１１番３号
死亡の場所埼玉県川口市
死亡年月日推定令和７年１月１１日から２０日までの間
出生の場所埼玉県川口市
出生年月日昭和３６年６月１３日
職業不明　被相続人　亡　冨田　康介
事務所埼玉県さいたま市浦和区高砂２－１－１６　浦和大熊ビル３階Ｃ　浦和ふたば法律事務所
相続財産清算人　弁護士　今泉　千晶
催告期間満了日　令和９年５月１７日
さいたま家庭裁判所

令和８年（家）第９１５３号
北九州市八幡西区日吉台３丁目13番14号
申立人　崎長　　淳
本籍北九州市門司区柳町２丁目７番地11
最後の住所北九州市若松区青葉台西６丁目２番18号
死亡の場所北九州市八幡西区
死亡年月日令和８年３月18日
出生の場所北九州市小倉区
出生年月日昭和44年３月13日
職業無職　被相続人　亡　米田　民子
事務所北九州市小倉北区大手町13番13－221号
相続財産清算人司法書士　奥原　良子
催告期間満了日　令和９年５月６日
福岡家庭裁判所小倉支部

令和８年（家）第４００９８号
長野県安曇野市豊科南穂高4311番地５
申立人　飯沼　　訓
本籍長野県安曇野市豊科南穂高3933番地４
最後の住所長野県安曇野市穂高有明5718番316
死亡の場所長野県松本市
死亡年月日令和７年１月２日
出生の場所長野県南安曇郡豊科町
出生年月日昭和58年６月29日
職業会社員　被相続人　亡　飯沼　聖道
長野県大町市大町2511番地３大町商工会館２階あおぞら法律事務所
相続財産清算人　弁護士　金枝由香里
催告期間満了日　令和９年５月６日
長野家庭裁判所松本支部

令和８年（家）第７２１４６号
東京都世田谷区北沢３丁目２７－７
申立人　小玉　章文
本籍東京都練馬区桜台２丁目４６番地
最後の住所東京都練馬区桜台２丁目４６番１４号
死亡の場所東京都練馬区
死亡年月日令和８年３月２８日
出生の場所岡山県倉敷市
出生年月日昭和３６年６月１３日
職業　無職　被相続人　亡　柳田　友浩
事務所　東京都千代田区麹町４丁目３番５号Ｋｉｏｉｃｈｏ４３５　３階　吉田・神山法律事務所
相続財産清算人　弁護士　吉田　崇一郎
催告期間満了日　令和９年４月３０日
東京家庭裁判所

令和８年（家）第７１１０号
名古屋市中区栄２丁目12番31号
申立人　名古屋市信用保証協会
本籍愛知県碧南市千福町４丁目87番地
最後の住所愛知県高浜市神明町８丁目17番地３
死亡の場所愛知県高浜市
死亡年月日推定令和７年４月29日
出生の場所愛知県碧南市
出生年月日昭和27年７月25日
職業不明　　被相続人　亡　那須　龍治
愛知県西尾市山下町泡原17－２御幸ＮＹモール103わか葉法律事務所
相続財産清算人　弁護士　井上　和香
催告期間満了日　令和９年４月28日
名古屋家庭裁判所岡崎支部

令和８年（家）第２０４４号
大阪府東大阪市日下町四丁目３番５号
申立人　株式会社不動産のＧｒｏｕｎｄ　Ｓｕｎ
本籍徳島県吉野川市川島町学字北久保１０１番地
最後の住所徳島県吉野川市川島町学字北久保１０１番地３
死亡の場所徳島県吉野川市
死亡年月日令和７年１２月２８日
出生の場所徳島県麻植郡鴨島町
出生年月日昭和４２年１月２９日
職業　不明　　被相続人　亡　大西　節哉
徳島県阿波市土成町土成字寒方３６番地１
相続財産清算人　弁護士　廣田　修一
催告期間満了日　令和９年５月３０日
徳島家庭裁判所

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出てください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。

令和８年（ヘ）第３号
千葉県鎌ケ谷市粟野５７４番地９
申立人　油坐　正
権利の届出の終期　令和９年１月４日
令和８年９月１６日　　いわき簡易裁判所

（別紙）　目　録
⑴土地　いわき市山田町下新切３９番１１
雑種地　30平方メートル
⑵登記年月日番号　福島地方法務局いわき支局明治３６年１２月１９日　受付第2606号
⑶登記した権利の内容
登記の目的　地上権設定
原因　明治３６年１１月２９日設定
目的　軽便鉄道布設
範囲　２畝２５歩１合５勺
存続期間　明治３５年１月２０日より明治６４年１２月３１日まで
地代　金７９円８９銭４厘
地上権者　東京都北豊島郡南千住町大字地方橋場１２５１番地
磐城採炭株式会社

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

令和８年（家）第１６４号
静岡県沼津市三園町１番10号　福地・杉山法律事務所
申立人　不在者財産管理人　弁護士　杉山　成一
本籍静岡県沼津市今沢66５番地
最後の住所静岡県沼津市高尾台６番地の12　レジデンス高尾台５号館Ｂ－10３号
不在者　和田　修身
昭和21年８月４日生
届出期間満了日　令和９年２月25日
静岡家庭裁判所沼津支部

令和８年（家）第２９０４号
東京都江戸川区南篠崎町５丁目12番２－722号
申立人　星加惠美子
本籍東京都江戸川区南篠崎町５丁目12番
最後の住所東京都江戸川区南篠崎町５丁目12番２－722号
不在者　星加　　充
昭和59年８月９日生
届出期間満了日　令和９年２月２日
東京家庭裁判所

令和８年（家）第５３３号
奈良県生駒郡斑鳩町興留１丁目２番２号
申立人　池上由紀子
本籍奈良県生駒郡斑鳩町興留１丁目２番
最後の住所奈良県生駒郡斑鳩町興留１丁目２番２号
不在者　吉田　榮治
昭和12年１月25日生
届出期間満了日　令和９年１月29日
奈良家庭裁判所

令和８年（家）第７８１号
広島県広島市東区馬木１丁目196番地
申立人　末廣　　聡
本籍広島県広島市東区馬木５丁目1463番地
最後の住所広島県佐伯郡五日市町大字石内5318番地
不在者　中井　正雄
明治26年１月８日生
届出期間満了日　令和９年１月25日
広島家庭裁判所

失踪宣告

令和８年（家）第１０号
本籍　兵庫県加東市天神46２番地
最後の住所　兵庫県加東市天神65１番地２
不在者　木下　克巳
昭和38年３月22日生
令和８年９月18日失踪宣告審判確定
神戸家庭裁判所社支部裁判所書記官

令和７年（家）第３５３号
本籍千葉県成田市成田１番地１
最後の住所千葉県八街市八街ろ１８３番地２１１バーミィコートⅠ－１０３
不在者　設楽　隆
昭和５０年１１月７日生
令和８年９月１８日失踪宣告審判確定
千葉家庭裁判所佐倉支部裁判所書記官

令和７年（家）第９１３３号
本籍埼玉県春日部市樋堀178番地
最後の住所東京都北区赤羽北３丁目26番１－209号
不在者　石田　智則
昭和50年11月４日生
令和８年９月18日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所
裁判所書記官

令和７年（家）第８２０号
本籍山口県周南市青山町４番
最後の住所北九州市八幡西区則松１丁目９番12号202
不在者　赤木　政臣
昭和47年12月６日生
令和８年９月18日失踪宣告審判確定
福岡家庭裁判所小倉支部
裁判所書記官

令和７年（家）第１９６号
本籍千葉県木更津市矢那４４４番地
最後の住所千葉県木更津市矢那４４４番地
不在者　石井　重雄
昭和４５年２月２３日生
令和８年９月１１日失踪宣告審判確定
千葉家庭裁判所木更津支部裁判所書記官

令和７年（家）第９７号
本籍熊本県球磨郡山江村大字山田戊1093番地
最後の住所熊本県八代市横手町無番地
不在者　中西喜久子
昭和11年２月28日生
令和８年９月18日失踪宣告審判確定
熊本家庭裁判所八代支部裁判所書記官

令和８年（家）第３６３７号
本籍不明（昭和12年２月12日父豊太郎分家後の本籍樺太敷香郡敷香町大字敷香字宮通南３丁目１番地）
最後の住所樺太敷香郡敷香町大字敷香字宮通南３丁目１番地
不在者　谷村　　尚
大正12年６月24日生
令和８年９月18日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所
裁判所書記官

令和８年（家）第３６３８号
本籍不明（昭和12年２月12日父豊太郎分家後の本籍樺太敷香郡敷香町大字敷香字宮通南３丁目１番地）
最後の住所樺太敷香郡敷香町大字敷香字宮通南３丁目１番地
不在者　谷村　敏子
昭和３年２月27日
令和８年９月18日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所
裁判所書記官

令和８年（家）第３２号
本籍兵庫県洲本市中川原町市原28番地
最後の住所兵庫県洲本市物部一丁目３番４号
不在者　山下　眞弓
昭和14年８月21日生
令和８年９月18日失踪宣告審判確定
神戸家庭裁判所洲本支部裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

令和８年（へ）第１号
徳島県徳島市八万町大坪２６８番地の５
申立人　平島　利宏
権利の届出の終期　令和８年９月９日
令和８年９月15日
鳴門簡易裁判所

（別紙）目録
１土地　徳島県鳴門市瀬戸町堂浦字本浦中65番１
宅地　５11．13平方メートル
２登記年月日番号
徳島地方法務局大正２年11月26日受付第4443号
３登記した権利の内容
登記の目的　賃借権設定
原因　大正２年11月16日設定
借賃　１年玄米３斗７升２合５勺麦３斗７升２合５勺
支払期　毎年玄米は12月、麦は６月各末日先納
存続期間　大正２年11月16日から20年
賃借権者　徳島県鳴門市瀬戸町堂浦字本浦中65番地
阿波煉瓦株式会社

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第１７８号
福島県いわき市小名浜下神白字林崎17番地の２
債務者　株式会社高島屋商店
代表者代表取締役　新妻　勝人
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　渡辺　淑彦
４　破産債権の届出期間　令和８年11月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午前11時
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第７００７号
東京都新宿区上落合２丁目10番13号　青木ビル２Ｆ
債務者　日本活生株式会社
代表者代表取締役　石出眞里子
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　白石　義拓
４　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７０６１号
東京都文京区大塚３丁目38番６―205号
債務者　株式会社初入
代表者代表取締役　横井　里佳
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　濱口　文歌
４　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７０６２号
東京都千代田区内神田３丁目17番８号
債務者　株式会社フジ・プランニング
代表者代表取締役　宮崎　誠一
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松本　典子
４　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７０６３号
東京都新宿区西新宿３丁目３番13号　西新宿水間ビル２Ｆ
債務者　株式会社ｆｉｇｈｔ
代表者代表取締役　田畑　翔大
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　飛鳥井　雅崇
４　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７０６４号
東京都文京区本郷３丁目18番１号
債務者　日本プロビジョン株式会社
代表者代表取締役　熊坂　裕二
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平澤　慎一
４　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７０６６号
東京都大田区南千束１―14―１、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区日本橋浜町３―36―５　日本橋浜町ビル４Ｆ
債務者　株式会社ファイバーテック
代表者代表取締役　助川　　寛
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田島　宏樹
４　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７０６８号
東京都足立区千住緑町２丁目15番19号
債務者　合同会社Ｖｅｒｙ
代表者代表社員　木村　信一
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　会田　岳央
４　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７０７０号
東京都渋谷区本町６丁目32番11号　シーダ本町201号
債務者　合同会社動画クリエイターズ
代表者代表社員　小山　智憲
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　富田　大樹
４　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７０７２号
東京都墨田区八広４丁目26番３号
債務者　有限会社横山製作所
代表者代表取締役　横山　　論
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田代　康城
４　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７０７４号
埼玉県所沢市松葉町10番３号　さちやビル２階
債務者　株式会社リフォームぷらす
代表者代表取締役　川島　千佳
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　矢島　　裕
４　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７０７６号
東京都世田谷区世田谷１丁目２番３―102号
債務者　Ｋｅｎ’ｓ　Ｍｅｄｉｃａｌ株式会社
代表者代表取締役　土井　健二
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川端　啓之
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７０７９号
横浜市都筑区池辺町3452番地
債務者　有限会社協永製作所
代表者代表取締役　平川　剛喜
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小泉　英之
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７１０８号
東京都千代田区神田佐久間町２丁目18番地１秋葉原ＳＴＮフロント10階
債務者　有限会社ネイチャーズ・ヘルス
代表者代表取締役　野口　英男
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　二部　新吾
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７１１０号
東京都渋谷区猿楽町７番１号　ＫＤＸ代官山レジデンス313号
債務者　株式会社星組
代表者代表取締役　延吉　夏彦
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村瀬　幸子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７１１２号
東京都練馬区向山４丁目31番４―101号
債務者　株式会社マイスタープラン
代表者代表取締役　高石　英也
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴崎　拓己
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７１２３号
東京都中央区日本橋人形町２丁目２番６号　堀口第２ビル７階
債務者　株式会社ビクストン
代表者代表取締役　藤嶋　正幸
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　昇
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７１２９号
東京都新宿区新宿７丁目３番36号
債務者　株式会社ＣＬＡ
代表者代表取締役　野田　昌博
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　航
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７１３４号
東京都目黒区中央町２丁目６番４号
債務者　有限会社一修
代表者代表取締役　森　礼美
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　望月　克也
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７１４３号
東京都渋谷区本町１丁目59番３号
債務者　株式会社ＮＫＦ
代表者代表取締役　今田　経輔
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野村　完
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７１４７号
東京都墨田区八広４丁目10番11号
債務者　株式会社スカーレットプロモーション
代表者代表取締役　佐藤　大輔
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　應本　健
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７１４８号
東京都北区赤羽北１丁目８番７号　岩内ビル１階
債務者　Ｏｆｆｉｃｅ＆Ｓｔｙｌｅ株式会社
代表者代表取締役　堂本　竜太
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　知幸
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７１６６号
神奈川県横浜市神奈川区金港町５―14　クアドリフォリオ８階
債務者　Ｓｃａｌａｂｌｅ　Ｓｔｕｄｉｏ合同会社
代表者代表社員　福井　太星
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高杉　謙一
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７１７６号
東京都港区芝５丁目36番４号　札の辻スクエア９階
債務者　ＨａｒｍｏｎｙＡｒｔｓ和美術合同会社
代表者代表社員　酒井　克也
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　澤井　彬子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７１９３号
東京都江戸川区南葛西６丁目19番13―501号
債務者　株式会社キューブ・インテリア
代表者代表取締役　西木　孝明
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阪井　大
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２０６号
東京都新宿区西早稲田１丁目１番６号　永田ビル２
債務者　有限会社カネナカ
代表者代表取締役　大庭　一忠
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　誠吾
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２０８号
千葉県市川市幸１丁目16番６―201号
債務者　株式会社Ｓ・Ｔ・Ｋ
代表者代表取締役　小林　和雄
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　城正
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２１０号
東京都江東区北砂５―20―12―102
債務者　株式会社アンジュ
代表者代表取締役　齊藤　洋一
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　並木　陽介
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２１５号
東京都台東区柳橋２丁目２番３号
債務者　株式会社ビリーブ
代表者代表取締役　信國　昭人
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅野　卓郎
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２１９号
東京都新宿区西新宿３丁目３番13号　西新宿水間ビル６階
債務者　株式会社Ｌｉｎｋ―Ｍ
代表者代表取締役　柴田　裕介
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　泰彦
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２３８号
東京都世田谷区上馬２丁目26番６号
債務者　有限会社ジーティー・クリエイト
代表者代表取締役　田中　げいな
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川浦　史雄
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３０４号
東京都目黒区自由が丘１―８―19　メルサⅡ４Ｆ
債務者　Ｔｗｏ　Ｓｑｕａｒｅｓ合同会社
代表者代表社員　向井　裕夢
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　雅哉
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３０５号
東京都目黒区下目黒１丁目１番14号　コノトラビル７Ｆ
債務者　知興業株式会社
代表者代表取締役　有村　知和
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊池　秀明
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３１５号
東京都大田区大森東５丁目13番14号
債務者　株式会社ＭＡＣＲ
代表者代表取締役　森　　直子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　悠一
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３２２号
東京都渋谷区神宮前２丁目33番12―707号
債務者　株式会社オーエム工房
代表者代表取締役　藤木　秀幸
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊地　将人
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３２４号
東京都台東区柳橋２丁目11番６号、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区銀座８丁目５番５号　ブリックビル
債務者　五色株式会社
代表者代表取締役　原　　健二
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　稔彦
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４１７号
東京都文京区本郷１丁目28番21号
債務者　アカデミア・ミュージック株式会社
代表者代表取締役　佐久間和男
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　築留　康夫
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１１４８号
仙台市太白区砂押南町６番５号
債務者　東和プロネッツ株式会社
代表者代表取締役　高階　浩幸
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野寺宏一
4　破産債権の届出期間　令和８年11月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午後３時30分
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第７３０号
川崎市多摩区南生田二丁目31―35　ブリーズハウス202号室
債務者　株式会社えらべる
代表者代表取締役　菊地　章訓
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢口　統一
4　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月９日午前10時
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第４５５号
神奈川県伊勢原市東成瀬３番地１号
債務者　株式会社日産給食
代表者代表取締役　佐藤　尚喜
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀬戸　崇文
4　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午後１時30分
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第６７７号
栃木県鹿沼市万町5000番地14
債務者　株式会社カノヤ商店
代表取締役　篠崎　　弘
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊田　　毅
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午後２時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第９０８号
広島市東区馬木５丁目1452番地４
債務者　有限会社広岡重機
代表者代表取締役　山下　明美
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大本　卓志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月16日午後３時30分
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第５８４号
岡山市北区伊島町一丁目３―45―２
債務者　株式会社マスカット不動産
代表者代表取締役　三原　和貴
1　決定年月日時　令和８年10月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桑島　幹雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月12日午前10時50分
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２１３９号
名古屋市港区港北町４丁目39番地の12
債務者　株式会社島建設
代表者代表取締役　島　峻博
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　強瀬　賢一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前10時20分
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４６４４号
大阪市平野区喜連６丁目５番12号
債務者　株式会社ＳＡＥＧＵＳＡ
代表者代表取締役　三枝　誠二
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笠井　計志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午後２時50分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７１号
兵庫県西宮市山口町下山口五丁目１番４号
債務者　株式会社Ｃ２ＷＯＲＫ
代表者代表取締役　岡　真也
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井　陽一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午前10時30分
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第５１４１号
大阪府池田市城南１丁目６番17号
債務者　株式会社南組
代表者代表取締役　南　朋浩
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　深田　愛子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後２時20分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０号
岩手県奥州市江刺大通り１番15号
債務者　一般社団法人シニア・総合・サポート
代表者代表理事　髙橋　一久
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日高　拓郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前11時
盛岡地方裁判所水沢支部

令和８年（フ）第１５１２号
さいたま市北区吉野町２―219―14
債務者　株式会社ノーベルリーズン
代表者代表取締役　山田　貴由
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　衣川　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午後１時50分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第４７８７号
大阪市北区東天満２丁目10番31号第９田渕ビル303号
債務者　株式会社ステッジ
代表者代表取締役　荒瀬　光佑
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東　信吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２７１号
福井市大村町第21号８番地１
債務者　株式会社ＫＡＩＤＯ
代表者代表取締役　海道　亮
1　決定年月日時　令和８年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前波　裕司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前11時45分
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２３９０号
愛知県春日井市美濃町３丁目10番地
債務者　株式会社亜細亜サポート
代表者代表取締役　西川　洋一
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　名越　陽子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前10時10分
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第６２号
福岡県大牟田市大字歴木1137番地１
債務者　有限会社ユニオン
代表者代表取締役　高比良秀嗣
1　決定年月日時　令和８年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　武志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午後１時30分
福岡地方裁判所大牟田支部

令和８年（フ）第１３４号
茨城県取手市新町四丁目20番19号
債務者　有限会社トーク
代表者代表取締役　徳淵　文輔
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福岡　秀哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月18日午後１時30分
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第４８７９号
大阪市天王寺区堀越町９番23号
債務者　エスティデンタル株式会社
代表者代表取締役　田川　幸男
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　啓
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２６６号
大阪市中央区淡路町２丁目４番５号２Ｆ
債務者　有限会社マーズ
代表者取締役　重藤　哲久
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹田　仁
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第１１８号
宮城県大崎市岩出山字二ノ構165番地、従前の住所宮城県大崎市古川大宮六丁目６番16号グレイスＢ棟
債務者　千葉　昭久
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大友　健治
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午後１時10分
6　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和８年（フ）第１３３号
茨城県牛久市ひたち野東３丁目33番地９
債務者　市村　昌紀
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　千葉真理子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午後１時45分
6　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第４４１号
神奈川県伊勢原市串橋56番地　ドリームガーデン伊勢原306号
債務者　加賀真須美
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　暁子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午後２時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第４５６号
神奈川県相模原市緑区元橋本町３番８号　レサージュ橋本壱番館205号
債務者　佐藤　尚喜
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀬戸　崇文
4　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第５１０号
神奈川県平塚市夕陽ケ丘20番３号
債務者　楳村　　哲
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　甘粕　由磨
4　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月12日午後３時
6　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２２０４号
名古屋市守山区大字上志段味字羽根519番地メゾンピノローザ202号
債務者　井手　大輔
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　敦司
4　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前10時40分
6　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第９６６号
札幌市東区北９条東７丁目１番１―401号
債務者　倉橋　和寛
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡崎　拓也
4　破産債権の届出期間　令和８年11月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午後１時45分
6　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２５０号
盛岡市仙北二丁目14番23号
債務者　岡田　隆資
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細川　　亮
4　破産債権の届出期間　令和８年11月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午前11時10分
6　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第９５号
三重県志摩市阿児町鵜方1204番地６
債務者　西岡カズエ
1　決定年月日時　令和８年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北薗　　太
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

令和８年（フ）第９６号
三重県志摩市阿児町鵜方1204番地６
債務者　西岡　喜勝
1　決定年月日時　令和８年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北薗　　太
4　破産債権の届出期間　令和８年11月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第１７３号
山形市上町１丁目８番17―304号　紅霞荘
債務者　大沼　　香
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１８２号
山形県上山市長清水３丁目３番19号
債務者　早坂　嘉市
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２６１号
愛知県豊橋市大岩町字火打坂22番地４　大嶋借家12
債務者　長坂　武保
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第３７号
岩手県宮古市片巣第１地割58番地
債務者　中里　拓弥
1　決定年月日時　令和８年10月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
盛岡地方裁判所宮古支部

令和８年（フ）第１７１７号
愛知県半田市長根町３丁目１番地　県営長根住宅４棟101号
債務者　澤田　健一
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７７２号
愛知県尾張旭市東栄町２丁目12番地５　マンションパストラル１―A
債務者　吉川　幹男
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８４４号
愛知県愛西市勝幡町下市場2418番地２　パナケイア202号室
債務者　中野　賢一
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２０８５号
名古屋市守山区天子田３丁目1101番地　大森向住宅５棟405号
債務者　神田美也子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１０６号
愛知県知多市新知東町１丁目２番地の28
債務者　石川茉里奈
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１３７号
愛知県津島市東柳原町２丁目22番地　サンローヤル津島301号
債務者　上田　恵三
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３８１号
名古屋市東区東桜２丁目８番５号　東桜シティハウス501号、住民票上の住所愛知県西尾市桜町１丁目21番地
債務者　長町　俊吾
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２４３８号
愛知県瀬戸市西米泉町１番地
債務者　市来佳余子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２４５９号
名古屋市西区中沼町235番地　市営平田荘４棟207号
債務者　鎌田　博文
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第７２１２号
東京都品川区東品川１丁目８－７－904
債務者　嶋脇　冬弥
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２１３号
東京都品川区東品川１丁目８－７－904
債務者　嶋脇　胡遥（旧姓神）
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２３４号
東京都板橋区三園１丁目32－７　ＦＭ６三園ハウス101
債務者　上田　　保
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２６８号
東京都大田区中央１丁目17－10－202
債務者　尾崎　理紗
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２７２号
東京都板橋区上板橋２丁目34－９－103
債務者　渡辺比奈恵
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２７５号
東京都練馬区光が丘２丁目７－３－315
債務者　西森沙奈恵
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月24日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３７４号
東京都品川区八潮５丁目８－42－606
債務者　劒持　昌大
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月24日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３７５号
東京都品川区八潮５丁目８－42－606
債務者　劒持　裕子
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月24日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６８８１号
東京都世田谷区喜多見５丁目23－５－102
債務者　上地　安芳
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２７０号
東京都杉並区成田東５丁目11－13－202
債務者　佐々田桜江
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２７７号
東京都稲城市大丸1042－１－202
債務者　安永　宗高
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２７９号
東京都練馬区上石神井２丁目29―４―305
債務者　古川　隆雅
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３３３号
東京都文京区目白台２丁目２―２―201
債務者　吉田　　広
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３３７号
東京都足立区平野３丁目15―17―201
債務者　森川　香織
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３３９号
東京都足立区鹿浜８丁目19―12―311
債務者　太田　裕貴
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３７０号
東京都北区滝野川２丁目２―16―101
債務者　吉木　　章
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３７６号
東京都墨田区向島５丁目43―９―303
債務者　小島　健司
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３９９号
東京都足立区花畑８丁目８―21―707
債務者　尹　　覺律
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４００号
東京都足立区中央本町１丁目８―４―502
債務者　板垣千寿香
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４０２号
東京都江戸川区西葛西８丁目４―16
債務者　日高　　恵
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４０３号
東京都板橋区成増５丁目５―４―101
債務者　坂野　愛子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４１５号
東京都葛飾区柴又１丁目10―２―102
債務者　小池　大登
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２５３号
北海道旭川市６条西３丁目２番４号　篠澤マンション　Ｃ―２
債務者　高橋　千恵
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月17日午後１時30分
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第７３３２号
東京都新宿区上落合１丁目25―25―204
債務者　久住由佳子
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３７３号
東京都足立区保木間１丁目18―17―401
債務者　立花　澪矢
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４５６３号
大阪府八尾市南木の本４丁目39番地の１　サニープラザＢ―302号
債務者　大峰　辰也
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８２３号
大阪府高槻市柳川町１丁目６番８―201号
債務者　野口　綾香（旧姓緒方）
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９１８号
大阪市東淀川区井高野３丁目２番43―311号
債務者　朝山　達也
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結

令和７年（フ）第１５４号
茨城県龍ケ崎市野原町100番地
破産者　有限会社増田新聞店
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和５年（フ）第６号
長崎県対馬市厳原町久田95番地46
破産者　株式会社内山建設工業
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所厳原支部破産係

令和６年（フ）第４０７号
茨城県常陸大宮市鷹巣2085番地
破産者　有限会社二葉製作所
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所

令和７年（フ）第３９１号
千葉県四街道市もねの里２丁目19番２号
破産者　川口　美和
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第９７号
新潟市東区中木戸352番地２　Ａｍｂｅｒ303号、前住所新潟市北区新崎２丁目２番19号
破産者　渋谷　　怜
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所民事部

令和７年（フ）第６０２号
静岡市駿河区丸子３丁目12番98号
破産者　株式会社オー・ルージュレンタカー
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第３１９４号
名古屋市中川区吉津１丁目1403番地
破産者　愛知重工株式会社
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第３９０６号
東京都目黒区自由が丘２丁目20―２、開始決定時の住所東京都目黒区上目黒１丁目26―１―1310
破産者　沢野　紀嘉
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２６６号
兵庫県西宮市甲子園浦風町１番12号
破産者　株式会社エンブレス
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

破産手続終結及び免責許可決定

令和５年（フ）第２８７号
札幌市中央区南25条西９丁目３番16号
破産者　大野正友こと　ＣＨＵＮ　ＪＵＮＧＷＯＯ　田　正友
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第１６９６号
札幌市西区二十四軒１条２丁目３番33―303号
破産者　田島　義晴
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第１０５号
山形県長井市大町９番57―１号
破産者　橋本　圭司
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

令和８年（フ）第２１０号
横浜市中区山下町255番地１　リリファ横濱山下町512号室
破産者　木本　秀明
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和６年（フ）第６４５号
愛知県豊田市美里５丁目11番地10、前住所愛知県豊田市美里２丁目12番地43
破産者　カイロプラクティス　グラシアスこと　三浦　　茂
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和７年（フ）第１７４号
愛知県知多郡東浦町大字緒川字旭10番地の５レージュ東栄303号、開始決定時の住所愛知県額田郡幸田町大字芦谷字大西29番地３ジーエーハイツ　205
破産者　佐々木清光
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和７年（フ）第６１１号
愛知県豊田市金谷町２丁目38番地　ＡＭＮＯＳ　ＫＡＮＡＹＡ206号
破産者　米良　尚大
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和７年（フ）第７０４号
愛知県刈谷市池田町５丁目303番地　ラ・リベルタ101号、前住所愛知県刈谷市築地町１丁目18番地10
破産者　大野　和彦
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和７年（フ）第１１４７号
神戸市東灘区北青木２丁目８番14号　102号
破産者　ひろの整骨院こと　川西　　宏
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２９８号
兵庫県三田市狭間が丘２丁目15番地11
破産者　濵西　　純
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第２０４号
兵庫県明石市朝霧南町１丁目143番地の11　リアン朝霧107号
破産者　日下　謙治
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所所明石支部破産係

令和８年（フ）第３６号
奈良県生駒市新旭ケ丘15番４号
破産者　ＣＩＮＮＡＭＯＮ　ＢＡＲＫ　ＣＯＦＦＥＥこと　木場　昭人
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和７年（フ）第７６５号
岡山市東区目黒町141番地28
破産者　市本　健二
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８５号
岡山市北区今四丁目４番27号　メゾンＯＧＯＡ101、旧住所岡山市南区米倉71番地３
破産者　中田　俊彦
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第４２号
大分県佐伯市弥生大字井崎1941番地
破産者　黒木　陽一
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

令和６年（フ）第８９号
北海道室蘭市水元町４番７号
破産者　滝本　　操
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

令和７年（フ）第１３６３号
京都府宇治市羽拍子町47番地の72
破産者　須田　昌明
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第７７号
福岡県宮若市上大隈849番地
破産者　田代　秀彦
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和８年（フ）第６２８号
堺市西区津久野町３丁19番14号、前住所堺市西区浜寺船尾町西５丁570番地１　メゾンドール諏訪森702号
破産者　仮屋美千代こと　ＫＩＭ　ＫＷＩＳＯＮ　金　貴順
１　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
２　一般調査期日　令和８年12月３日午前10時
令和８年10月６日
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第６６号
奈良市四条大路五丁目１番38号
破産者　大嶋電機製作所こと　大嶋　兼二
１　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
２　一般調査期日　令和９年１月18日午前10時35分
令和８年10月６日　　奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１０１号
山梨県甲府市青沼３丁目５番47号
破産者　株式会社クリーニングミスターホワイト
１　破産債権の届出期間　令和８年11月５日まで
２　一般調査期日　令和８年12月２日午後１時30分
令和８年10月５日
甲府地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第４１７０号
大阪府東大阪市菱江１丁目28番25号
破産者　有限会社東大阪印刷所
１　破産債権の届出期間　令和８年11月６日まで
２　一般調査期日　令和９年１月28日午後１時40分
令和８年10月６日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５６号
北海道旭川市春光台３条３丁目５番11号、申立時の住所北海道旭川市神居４条８丁目２番３号
破産者　斉藤ゆかり
１　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
２　一般調査期日　令和８年12月23日午後２時40分
令和８年10月７日　　旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１４２号
北海道旭川市豊岡13条１丁目２番２－222号　市住222号
破産者　西澤　詳子（旧姓矢田）
１　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
２　一般調査期日　令和８年12月２日午後４時20分
令和８年10月７日　　旭川地方裁判所民事部

令和７年（フ）第３０３号
奈良県生駒市門前町８番33―307号、開始決定時の住民票上の住所奈良県生駒市あすか野南１丁目３番11号、（開始決定時の住所）奈良県生駒市門前町８番33号　スローライフ生駒408
破産者　宇野　隆一
１　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
２　一般調査期日　令和９年１月18日午前10時30分
令和８年10月６日　　奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１７６号
神戸市兵庫区鵯越町６番５号
破産者　株式会社豊永工務店
１　破産債権の届出期間　令和８年11月10日まで
２　一般調査期日　令和９年１月13日午前10時20分
令和８年10月６日
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１１１３号
大阪府東大阪市花園東町２丁目12番33号
破産者　株式会社林水道工業所
１　破産債権の届出期間　令和８年11月12日まで
２　一般調査期日　令和８年12月21日午後２時50分
令和８年10月６日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１１９号
神戸市西区糀台五丁目６番３号
破産者　医療法人社団沢岨美奈子女性医療クリニック
１　破産債権の届出期間　令和８年11月12日まで
２　一般調査期日　令和８年12月22日午後１時30分
令和８年10月６日
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第５０４号
京都市伏見区石田大山町31番地の７
破産者　中尾　安男
１　破産債権の届出期間　令和８年11月13日まで
２　一般調査期日　令和８年12月16日午前11時
令和８年10月７日
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第２３２号
香川県高松市川部町462番地
破産者　有限会社リッジ・ホーム・プロジェクト
１　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
２　一般調査期日　令和９年１月20日午後１時30分
令和８年10月７日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１７２号
埼玉県八潮市八潮二丁目17番地２
破産者　根本　秋彦
１　破産債権の届出期間　令和８年11月20日まで
２　一般調査期日　令和９年１月29日午後３時30分
令和８年10月６日
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第２８８号
奈良県橿原市久米町734番地　竹上ハイツ２Ｆ－Ｄ
破産者　桒名　和樹
１　破産債権の届出期間　令和８年11月20日まで
２　一般調査期日　令和９年１月18日午前11時
令和８年10月１日
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和７年（フ）第６２９号
岡山市北区中山下二丁目２番52号　ナイジェル中山下501号室、住民票上の住所岡山市北区中山下二丁目２番52号
破産者　松山啓太郎
１　破産債権の届出期間　令和８年12月７日まで
２　一般調査期日　令和９年１月12日午前11時
令和８年10月６日
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６１６０号
東京都板橋区中丸町32―５―303
破産者　山口　一道
１　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
２　一般調査期日　令和８年12月３日午前10時30分
令和８年10月６日
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１２３３号
広島市佐伯区五月が丘４丁目６番31号
破産者　藤田　規子
１　破産債権の届出期間　令和８年11月６日まで
２　一般調査期日　令和８年12月14日午前10時30分
令和８年10月７日
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第３６８号
広島市安佐南区山本新町３丁目10番１号
破産者　酒元　達矢
１　破産債権の届出期間　令和８年11月６日まで
２　一般調査期日　令和８年12月16日午前10時30分
令和８年10月７日
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第１０６号
秋田県男鹿市脇本浦田字坂ノ上139番地の１
破産者　社会福祉法人男鹿偕生会
１　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
２　一般調査期日　令和９年２月４日午前10時
令和８年10月８日
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２０号
福島県石川郡石川町大字塩沢字佐武内105番地の33
破産者　有賀八恵子（旧姓久保木・吉田）
１　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
２　一般調査期日　令和８年12月２日午前10時
令和８年10月８日
福島地方裁判所白河支部破産係

令和８年（フ）第３１４号
神戸市東灘区北青木１丁目１番１―1002号、開始決定時の住所神戸市東灘区深江本町２丁目３番34号　３階
破産者　平岡　義孝
１　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
２　一般調査期日　令和９年１月20日午前10時30分
令和８年10月７日
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第４３２７号
兵庫県尼崎市武庫豊町３丁目12番６―911号
破産者　加藤　昌昭
１　破産債権の届出期間　令和８年11月13日まで
２　一般調査期日　令和８年12月17日午後１時30分
令和８年10月７日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１２６７号
札幌市白石区栄通21丁目14番35号
破産者　有限会社北欧メディカルサービス
１　破産債権の届出期間　令和８年11月20日まで
２　一般調査期日　令和９年１月20日午後１時
令和８年10月８日
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第３４７８号
大阪市西成区萩之茶屋１丁目４番22号　アパートメントアップルハウス　305号
破産者　柿本　年宏
１　破産債権の届出期間　令和８年11月20日まで
２　一般調査期日　令和９年１月14日午後２時40分
令和８年10月７日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第８２号
愛知県豊田市小坂本町１丁目15番地８　シティハイツＡＴ　404号
破産者　荒井多恵子
１　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
２　一般調査期日　令和８年12月22日午後２時10分
令和８年10月７日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第２２７号
岡山県備前市伊部752番地の３
破産者　株式会社イムニイ
１　破産債権の届出期間　令和８年12月７日まで
２　一般調査期日　令和９年１月19日午前10時50分
令和８年10月７日
岡山地方裁判所第３民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和８年（フ）第２４０２号
大阪府吹田市佐竹台５丁目１番Ｂ31―306号
破産者　つくもこと　明石　　賢
異議申述期間　令和８年12月２日まで
令和８年10月７日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２４０３号
大阪府吹田市佐竹台５丁目１番Ｂ31―306号
破産者　明石由加里
異議申述期間　令和８年12月２日まで
令和８年10月７日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２７７３号
大阪府寝屋川市御幸東町１番20―303号
破産者　的場　誠治
異議申述期間　令和８年12月２日まで
令和８年10月７日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２８５２号
大阪府門真市常称寺町20番５―101号
破産者　株式会社ライフケア
異議申述期間　令和８年12月２日まで
令和８年10月７日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３２２９号
大阪府吹田市南金田１―９―12―304、住民票上の住所大阪府池田市石橋４丁目９番１号
破産者　堤　　祐仁
異議申述期間　令和８年12月２日まで
令和８年10月７日
大阪地方裁判所第６民事部

免責許可決定

令和８年（ラ）第１７２号（原決定広島地方裁判所令和６年（フ）第４４１号）
東京都中央区新富１丁目１５－８カバナプラス新富町１００３号、住民票上の住所広島市中区上幟町９番３－１５０１号
抗告人（破産者）中本　義範
１　決定年月日　令和８年９月９日
２　主文　原決定を取り消す。
本件免責を許可する。
広島高等裁判所第３部

特別清算終結

令和８年（ヒ）第１４号
岡山市中区倉益２１４番地１
清算株式会社　せとうちロジスティクスサービス株式会社
１　決定年月日　令和８年１０月１日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和７年（ヒ）第１３号
沖縄県那覇市字安謝６１９番地１６
清算株式会社　株式会社沖通商
１　決定年月日　令和８年９月１８日
２　主　　文　本件特別清算手続を終結する。
那覇地方裁判所民事第３部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第５０１号
福島県須賀川市森宿字舘ノ下３２番地１
清算株式会社　株式会社アート工芸広告社
代表清算人　　佐久間　康弘
１　決定年月日　令和８年１０月１日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、各協定債権者（以下「本件協定債権者」という）に対し、協定債権のうち、令和８年７月６日までの原因に基づいて生じた債権から清算会社が本件協定債権者に対し有する債権を対当額で相殺する。
２　前項の相殺後の本件協定債権者の各債権残額を弁済対象債権とし、清算株式会社は本協定認可決定確定日の属する月の末日から１ケ月以内に、財産から必要な経費等を控除した残額を各協定債権者へ按分弁済（１円未満は四捨五入）する。
３　前項の弁済は、本件協定債権者の指定する金融機関の口座に振込送金する方法で支払う。但し振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
４　本件協定債権者は、第２項の規定による弁済を受けた時は、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額について、その債務を全部免除する。
５　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、本協定債権者に対し、換価代金から必要な経費を控除した残額を各弁済対象債権の割合に応じて弁済する。ただし、割合弁済の結果生じる１円未満は四捨五入する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
福島地方裁判所郡山支部

令和８年（ヒ）第２０３５号
東京都中央区日本橋２丁目１番14号日本橋加藤ビルディング６階弁護士法人ＰＬＡＺＡ総合法律事務所内
清算株式会社　株式会社東伸建設
代表清算人　小幡　朋弘
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　定義
本協定で使用する下記の用語は、以下の意味を有するものとする。
記
⑴　「清算株式会社」とは、株式会社東伸建設を意味する。
⑵　「協定債権者」とは、別紙「協定債権弁済計画表」の「対象債権者名」欄に記載された各債権者を意味する。
⑶　「認可決定確定日」とは、本協定の認可の決定の確定日を意味する。
２　協定債権の弁済の場所等
清算株式会社による協定債権者への協定債権の弁済は、協定債権者の指定する金融機関の口座に対して振り込む方法により行なう。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
３　端数処理
弁済額の計算において生ずる１円未満の端数金額は四捨五入する。
４　利息及び遅延損害金
本協定の定めによる協定債権者への弁済にかかる利息及び遅延損害金は免除する。
第２　個別条項
１　清算株式会社は、協定債権者に対し、認可決定確定日から１か月以内に、協定債権額の3.13367163378472％の金員を弁済する。
２　協定債権者は、前項の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、認可決定確定日に、協定債権者の各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を協定債権者の各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
東京地方裁判所民事第２０部

監督命令

令和８年（再）第２１号
川崎市幸区大宮町１３１０番地
再生債務者　日本トイザらス株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都千代田区丸の内１丁目９番２号　グラントウキョウサウスタワー１３階　阿部・井窪・片山法律事務所　弁護士　片山　英二
令和8年10月1日
東京地方裁判所民事第２０部

令和８年（再）第５号
愛知県常滑市大野町１丁目２３番地
再生債務者　株式会社ブルーチップ
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　名古屋市中区丸の内１丁目１６番８号　Ｃ－８ビル５階　弁護士法人オールスター　弁護士　星野　一郎
令和8年10月1日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再）第６号
愛知県常滑市大野町１丁目２３番地
再生債務者　株式会社ブルーチップファーム
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　名古屋市中区丸の内１丁目１６番８号　Ｃ－８ビル５階　弁護士法人オールスター　弁護士　星野　一郎
令和8年10月1日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再）第７号
愛知県常滑市大野町１丁目２３番地
再生債務者　株式会社ヴェレゾン
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　名古屋市中区丸の内１丁目１６番８号　Ｃ－８ビル５階　弁護士法人オールスター　弁護士　星野　一郎
令和8年10月1日
名古屋地方裁判所民事第２部

再生手続終結

令和７年（再）第１号
愛知県犬山市大字羽黒字古市場６番地
再生債務者　小弓鶴酒造株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
令和8年9月30日
名古屋地方裁判所一宮支部

小規模個人再生による再生手続開始

令和８年（再イ）第１号
北海道天塩郡幌延町４条北１丁目７番地　福祉会住宅１－２
再生債務者　田端　恒士
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年10月30日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月13日から令和８年11月20日まで
旭川地方裁判所稚内支部

令和８年（再イ）第１００号
神戸市長田区北町２―30　マロワール神戸1403（住民票上の住所）福岡県糟屋郡宇美町宇美中央４丁目15番28号
再生債務者　中村祥太郎
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月２日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月９日から令和８年11月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

令和８年（再イ）第１２４号
神戸市灘区寺口町10番３号
再生債務者　谷口　陽空
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月２日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月９日から令和８年11月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

令和８年（再イ）第２６号
福岡県久留米市東合川町176番地６
再生債務者　敬正こと　高松　直満
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月２日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月10日から令和８年11月17日まで
福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

令和８年（再イ）第４２号
佐賀市諸富町大字徳富33番地２
再生債務者　濱野　光明
1　決定年月日時　令和８年10月５日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月２日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月16日から令和８年11月24日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和７年（再イ）第１５６号
仙台市泉区七北田字野山１番地の54
再生債務者　山本　　卓
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月17日から令和８年12月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第８号
山形県天童市芳賀タウン南３丁目５番６号
再生債務者　奥山　拓郎
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後２時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月18日から令和８年12月２日まで
山形地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第３９号
群馬県伊勢崎市今泉町二丁目810番地３
再生債務者　浜野　孝好
1　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月18日から令和８年12月９日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（再イ）第１３０号
東京都東久留米市滝山一丁目10番３号
再生債務者　松隈　則義
1　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月18日から令和８年12月９日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（再イ）第１３７号
東京都町田市金森１丁目13番17号セトル102
再生債務者　濵口　美憂
1　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月18日から令和８年12月９日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（再イ）第１０３号
横浜市青葉区美しが丘１丁目13番地６　２―１―103
再生債務者　柳澤　丈彦
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月18日から令和８年11月25日まで
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第１４７号
神奈川県藤沢市高倉2182番地の62
再生債務者　河原　大真
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月18日から令和８年11月25日まで
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第１６２号
神奈川県大和市西鶴間４丁目８番31号
再生債務者　伊東　正義
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月18日から令和８年11月25日まで
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第１６６号
横浜市瀬谷区宮沢１丁目61番地２　ラルーチェⅡ　202
再生債務者　籔内　啓輔
1　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月18日から令和８年11月25日まで
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第１７７号
横浜市戸塚区品濃町1803番地27　ヴィルヌーブガーデンズ東戸塚Ａ―204号
再生債務者　大矢　由美
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月18日から令和８年11月25日まで
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第１５号
新潟県上越市御殿山町18番７号
再生債務者　加藤　久典
1　決定年月日時　令和８年10月７日午前11時30分
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月18日から令和８年12月９日まで
新潟地方裁判所高田支部

令和８年（再イ）第２３号
富山市上冨居１丁目３―５　秀メゾンＡ棟206号
再生債務者　橋田　梨華子
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月11日から令和８年11月18日まで
富山地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第５３号
静岡県沼津市原2561番地の１　ストロベリーフィールズＣ―201
再生債務者　沢井　秀幸
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月11日から令和８年11月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（再イ）第５０号
静岡県富士宮市野中641番地の８
再生債務者　渡辺　正司
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月10日から令和８年11月20日まで
静岡地方裁判所富士支部破産係

令和８年（再イ）第２３号
滋賀県野洲市六条2105番地
再生債務者　森田　藍大
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月17日から令和８年11月24日まで
大津地方裁判所民事部再生係

令和８年（再イ）第２９号
滋賀県甲賀市甲南町希望ケ丘２丁目23番地１
再生債務者　田上　賢祐
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月18日から令和８年11月25日まで
大津地方裁判所民事部再生係

令和８年（再イ）第４１号
滋賀県栗東市小野777番地44
再生債務者　石井　康博
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月18日から令和８年11月25日まで
大津地方裁判所民事部再生係

令和８年（再イ）第４６号
滋賀県草津市青地町756番地1919　エスペランツ琵琶湖（前住所）京都市伏見区向島東定請１番地１　ＡＣＥｉｎ向島402号
再生債務者　山本　陽大
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月18日から令和８年11月25日まで
大津地方裁判所民事部再生係

令和８年（再イ）第６９号
京都府宇治市広野町小根尾101番地の12
再生債務者　久世　良人
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月10日から令和８年11月20日まで
京都地方裁判所第５民事部再生係

令和８年（再イ）第３０７号
大阪府東大阪市東山町14番６号
再生債務者　楳村　寿光
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月10日から令和８年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第３０８号
大阪府東大阪市東山町14番６号
再生債務者　楳村ひかる
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月10日から令和８年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第３２６号
大阪府豊中市稲津町１丁目５番26―411号（前住所　東京都新宿区西新宿４―25―16―102）
再生債務者　桐生　瑞基
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月10日から令和８年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第４１７号
大阪府枚方市三栗１丁目１番35―804号
再生債務者　Ｋ‘ｓＦａｃｔｏｒｙこと　金森　孝之
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月10日から令和８年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第８５号
兵庫県高砂市荒井町御旅１丁目14番17号
再生債務者　丸山　純司
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月18日から令和８年12月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（再イ）第８９号
兵庫県姫路市北条梅原町35番地３
再生債務者　大竹美沙季
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月18日から令和８年12月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（再イ）第９４号
兵庫県加古川市別府町新野辺368番地　フィルホーム新野辺Ｉ―41号
再生債務者　小黒　大介
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月18日から令和８年12月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（再イ）第１０号
和歌山市内原142番地１
再生債務者　高橋　　守
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時30分
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月10日から令和８年11月24日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（再イ）第４２号
和歌山市湊545番地９
再生債務者　酒井　孝典
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時30分
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月10日から令和８年11月24日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（再イ）第９８号
広島県山県郡北広島町丁保余原1217番地16
再生債務者　乾　　真之
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月10日から令和８年11月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第１７号
山口県周南市秋月４丁目６番21号（前住所）
広島県福山市水呑町3370番地１　コンフォール102
再生債務者　福井　悠大
1　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月11日から令和８年11月25日まで
山口地方裁判所周南支部

令和８年（再イ）第２７号
徳島県徳島市名東町３丁目528番地の１　ひまわりハイツ　101
再生債務者　三好　諒平
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後２時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月18日から令和８年11月25日まで
徳島地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第３９号
香川県さぬき市造田是弘836番地４
再生債務者　川西　賢治
１　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月18日から令和８年12月２日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（再イ）第１７号
高知県土佐市波介2787番地
再生債務者　市原　　忍
１　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月11日から令和８年11月25日まで
高知地方裁判所民事部個人再生係

令和８年（再イ）第３４号
福岡県久留米市東合川新町８番18―106号
再生債務者　島　美代子
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月11日から令和８年11月18日まで
福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

令和８年（再イ）第１８号
大分市田中町２丁目３番３―1001号　グリーンヒル南大分Ⅱファミリエ
再生債務者　佐藤　友哉
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月18日から令和８年12月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（再イ）第４０号
千葉県佐倉市田町16番地８
再生債務者　大河原理紗
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年10月23日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月６日から令和８年11月20日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（再イ）第１７号
兵庫県宝塚市川面６丁目７番28号
再生債務者　竹松　　剛
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年10月27日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月10日から令和８年11月17日まで
神戸地方裁判所伊丹支部個人再生係

令和８年（再イ）第１４１号
埼玉県白岡市篠津1844番地15
再生債務者　小川　悠一
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年10月28日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月11日から令和８年11月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第６６号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏372番地８
再生債務者　木下　秀幸
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年10月28日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月11日から令和８年11月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

令和８年（再イ）第１７７号
千葉県市川市北方２丁目１番17号
再生債務者　小杉　敬一
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年10月28日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月11日から令和８年11月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第１９６号
千葉市稲毛区長沼町222番地８
再生債務者　森山　　覚
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年10月28日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月11日から令和８年11月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第１９７号
千葉市稲毛区作草部町545番地１　アスピリアエミネンスⅡ202号
再生債務者　栗田　剛志
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年10月28日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月11日から令和８年11月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第３７号
千葉県富里市七栄646番地578
再生債務者　成瀬　初之
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年10月28日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月11日から令和８年11月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（再イ）第１１号
岐阜県飛騨市神岡町東町618番地９
再生債務者　藤木　伸浩
１　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年10月28日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月11日から令和８年11月18日まで
岐阜地方裁判所高山支部再生係

令和８年（再イ）第２０１号
愛知県瀬戸市神川町131番地の３　レオパレスゆきやなぎ　104
再生債務者　中川　真衣
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年10月28日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月４日から令和８年11月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第２６０号
愛知県東海市荒尾町狐狭間92番地
再生債務者　片桐　弘之
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年10月28日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月４日から令和８年11月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第３０号
愛知県田原市赤石一丁目54番地５
再生債務者　市原　直幸
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年10月28日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月４日から令和８年11月11日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（再イ）第５４号
兵庫県尼崎市長洲東通１丁目９番14号
再生債務者　上野　満生
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年10月28日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月４日から令和８年11月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部

令和８年（再イ）第２００号
札幌市中央区北４条東２丁目８番地６　サッポロユニオンハイツ708号
再生債務者　菅原　匠平
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年10月29日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月12日から令和８年11月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第２２５号
札幌市白石区本通12丁目南５番１－103号
再生債務者　工藤　幸輔
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年10月29日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月12日から令和８年11月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第７４号
栃木県河内郡上三川町しらさぎ二丁目15番地８
再生債務者　大塚　貴子
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月２日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月16日から令和８年11月24日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部

小規模個人再生による書面決議に付する決定

令和８年（再イ）第２号
岩手県久慈市荒町二丁目57番地１　クリスタルハイツ203号室
再生債務者　関戸　　裕
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月18日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月26日まで
令和８年10月５日　盛岡地方裁判所二戸支部

令和７年（再イ）第４１号
愛知県豊川市東上町炭焼平173番地２
再生債務者　稲熊　亮太
１　決議に付する再生計画案　令和８年７月27日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月26日まで
令和８年10月５日
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（再イ）第２２号
宮城県宮城郡利府町神谷沢字化粧坂67番地１３号（従前の住所）宮城県黒川郡大郷町粕川字海老沢南22番地の８
再生債務者　阿部　　響　（旧姓今野）
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月１日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月27日まで
令和８年10月６日
仙台地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第６６号
埼玉県川口市北園町39番７号
再生債務者　山田　祐哉
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月17日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月27日まで
令和８年10月６日
さいたま地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第１１号
千葉県大網白里市季美の森南４丁目３番地14
再生債務者　赤井　淳一
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月11日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月27日まで
令和８年10月６日
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（再イ）第１３号
岩手県北上市村崎野19地割132番地４　ハウスエンブレムＧ棟
再生債務者　萬﨑美津子
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月25日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月28日まで
令和８年10月７日　盛岡地方裁判所花巻支部

令和８年（再イ）第７号
宮城県遠田郡美里町北浦字高橋32番地１
再生債務者　佐藤　味保
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月29日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月28日まで
令和８年10月７日
仙台地方裁判所古川支部個人再生係

令和８年（再イ）第１０号
宮城県石巻市開北２丁目17番23－１号
再生債務者　伊藤　　悟
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月１日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月28日まで
令和８年10月７日
仙台地方裁判所石巻支部再生係

令和８年（再イ）第１４号
茨城県稲敷市浮島5678番地72
再生債務者　井澤　幸夫
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月15日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月28日まで
令和８年10月７日
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

令和８年（再イ）第６号
相模原市中央区上溝４丁目17番４号
再生債務者　本田　　優
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月24日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月28日まで
令和８年10月７日
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（再イ）第６号
福島市岡島字岡本89番地の３
再生債務者　菅野　和之
１　決議に付する再生計画案　令和８年８月10日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月29日まで
令和８年10月６日　福島地方裁判所

令和８年（再イ）第７号
福島市岡島字岡本89番地の３
再生債務者　菅野　仁美
１　決議に付する再生計画案　令和８年８月10日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月29日まで
令和８年10月６日　福島地方裁判所

令和８年（再イ）第２４号
奈良県北葛城郡上牧町松里園３丁目８番２号
再生債務者　浅林　優人
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月16日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月30日まで
令和８年10月２日
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（再イ）第６７号
大阪府和泉市はつが野三丁目31番11号
再生債務者　林　　俊生
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月１日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月２日まで
令和８年10月５日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和８年（再イ）第１１２号
札幌市白石区栄通６丁目12番13－205号
再生債務者　四宮　啓輔
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月29日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月７日
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第１５３号
札幌市北区北28条西４丁目３番８－101号
再生債務者　矢野　真吾
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月15日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月７日
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第１９号
北海道川上郡標茶町開運６丁目33番地
再生債務者　菊地　　誠
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月21日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月６日　釧路地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第３号
福島県南相馬市原町区国見町三丁目５番地の64
再生債務者　折笠　雄一
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月24日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月７日　福島地方裁判所相馬支部

令和８年（再イ）第１１号
長野市西和田１丁目28番16―505号
再生債務者　塩入　友明
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月17日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月６日
長野地方裁判所民事部再生係

令和８年（再イ）第３１号
静岡県富士市松岡214番地の14
再生債務者　梅宅　　勝
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月14日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月６日
静岡地方裁判所富士支部破産係

令和８年（再イ）第２８８号
大阪市淀川区西中島３丁目11番14―502号
再生債務者　杉山　健一
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月18日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月６日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第３２０号
大阪市東住吉区針中野１丁目10番２―301号
再生債務者　加藤　英子
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月２日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月６日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第４号
佐賀県唐津市相知町相知631番地８　押川市営住宅Ｂ８－３号
再生債務者　山下　俊史
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月30日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月７日　佐賀地方裁判所唐津支部

令和８年（再イ）第９号
群馬県太田市大原町655番地２
再生債務者　柄沢　元治
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月９日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月５日まで
令和８年10月６日　前橋地方裁判所太田支部

令和８年（再イ）第１９号
埼玉県坂戸市芦山町12―６　ヒカルサ坂戸芦山町302
再生債務者　飛田　廣晃
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月18日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月６日まで
令和８年10月７日
福島地方裁判所郡山支部再生係

令和８年（再イ）第５号
福岡県八女市立花町北山3749番地１
再生債務者　原　　重信
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月９日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月22日まで
令和８年10月１日
福岡地方裁判所八女支部個人再生係

令和８年（再イ）第６号
福岡県八女市立花町北山3749番地１
再生債務者　原　久美子
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月９日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月22日まで
令和８年10月１日
福岡地方裁判所八女支部個人再生係

令和８年（再イ）第３０号
千葉県佐倉市大蛇町469番地41
再生債務者　青木　　功
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月28日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月23日まで
令和８年10月２日　千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（再イ）第１４０号
東京都板橋区大谷口北町65―15
再生債務者　綱嶋　辰幸
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月17日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月23日まで
令和８年10月６日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第２０７号
東京都世田谷区祖師谷５―21―２
再生債務者　尾形　裕貴
1　決議に付する再生計画案　令和８年８月26日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月23日まで
令和８年10月６日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第６９号
千葉県市川市堀之内４丁目７番８号
再生債務者　太田　裕希
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月15日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月26日まで
令和８年10月７日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第２８号
千葉県佐倉市白銀４丁目８番地６
再生債務者　佐藤　圭輔
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月30日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月26日まで
令和８年10月５日　千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（再イ）第５号
千葉県茂原市東郷618番地43
再生債務者　石井　光明
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月２日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月26日まで
令和８年10月８日
千葉地方裁判所一宮支部再生係

令和８年（再イ）第１１４号
札幌市東区北十九条東７－３―15（申立時の住所）東京都大田区多摩川２―24―26―1016
再生債務者　林克暁（旧姓近藤）
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月７日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月26日まで
令和８年10月７日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第１８６号
東京都江戸川区西小松川町33―２―105
再生債務者　目黒　卓史
1　決議に付する再生計画案　令和８年８月５日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月26日まで
令和８年10月７日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第１９１号
東京都台東区浅草３―27―４―602
再生債務者　後藤　里加
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月２日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月26日まで
令和８年10月７日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第２１４号
東京都杉並区上井草２―10―４―108
再生債務者　稲熊　真哉
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月25日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月26日まで
令和８年10月７日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第４６号
栃木県日光市板橋897番地66
再生債務者　手塚工業こと　手塚　　剛
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月６日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月28日まで
令和８年10月７日
宇都宮地方裁判所第１民事部

令和８年（再イ）第４号
長野県諏訪市大字中洲3613番地５
再生債務者　鵜飼　貴仁
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月28日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月28日まで
令和８年10月７日　長野地方裁判所諏訪支部

令和８年（再イ）第３６号
静岡県伊東市富戸42番地の１　アレックスＡ202号
再生債務者　鈴木　　歩
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月１日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月28日まで
令和８年10月７日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（再イ）第１１５号
名古屋市千種区千代が丘１番110―410号　千代が丘団地
再生債務者　山口　　響
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月15日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月28日まで
令和８年10月７日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第６１号
愛知県岡崎市中島町字境37番地
再生債務者　山本　裕也
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月16日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月28日まで
令和８年10月７日
名古屋地方裁判所岡崎支部

令和８年（再イ）第５号
山形県西置賜郡小国町幸町９―11　コーポＡＳＡＨＩ　Ｅ棟　102号室
再生債務者　吉川　隆之
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月14日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月29日まで
令和８年10月８日　山形地方裁判所酒田支部

令和８年（再イ）第３５号
栃木県鹿沼市西鹿沼町200番地１　リバレインヒルズⅠ棟203号室
再生債務者　佐々木悠喜
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月１日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月29日まで
令和８年10月８日
宇都宮地方裁判所第１民事部

令和８年（再イ）第２３号
千葉県八街市泉台１丁目１番地35
再生債務者　森川　彩乃
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月６日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月29日まで
令和８年10月８日　千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（再イ）第４１号
神奈川県厚木市田村町10番５―301Ａ号
再生債務者　林　　則政
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月１日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月29日まで
令和８年10月８日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和８年（再イ）第４４号
神奈川県平塚市田村９丁目18番21―１号
再生債務者　佐藤　利明
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月３日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月29日まで
令和８年10月８日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和８年（再イ）第６２号
神奈川県厚木市岡田４丁目５番11号　グランドール岡田203
再生債務者　小菅　　修
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月29日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月29日まで
令和８年10月８日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和８年（再イ）第５９号
静岡市駿河区小坂2337番地の１
再生債務者　増井　藤久
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月11日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月29日まで
令和８年10月８日
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第１０８号
神戸市中央区二宮町１丁目11番６号　パレフランス202号
再生債務者　小田　　通
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月24日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年10月27日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月27日まで
令和８年10月６日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

令和８年（再イ）第４号
徳島県阿南市那賀川町島尻888番地２
再生債務者　市原　加代
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月11日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年10月27日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月６日　徳島地方裁判所阿南支部

令和８年（再イ）第７号
長崎県大村市沖田町546番地
再生債務者　立川　千春
１　決議に付する再生計画案　令和８年８月18日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年10月27日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月27日まで
令和８年10月６日　長崎地方裁判所大村支部

令和８年（再イ）第３１号
新潟市南区白根東町１丁目３番40号
再生債務者　高橋　　諭
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月10日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年10月28日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月28日まで
令和８年10月７日　新潟地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続廃止

令和７年（再イ）第２０９号
千葉県船橋市上山町２丁目367番地56
再生債務者　寺石　ゆか
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
令和８年10月７日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

令和８年（再口）第４号
埼玉県春日部市緑町３丁目３番36号
再生債務者　山口　和人
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年10月28日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月11日から令和８年11月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

令和８年（再口）第１号
岐阜県下呂市萩原町上村1367番地
再生債務者　中川　雅英
１　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年10月28日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月11日から令和８年11月18日まで
岐阜地方裁判所高山支部再生係

令和８年（再口）第７号
愛知県常滑市森西町２丁目533番地
再生債務者　中村　卓也
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年10月28日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月４日から令和８年11月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

給与所得者等再生による再生計画認可

令和８年（再ロ）第２号

東京都八王子市鑓水2025番地アゼリアＢ棟201号

再生債務者　三好　康智

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　令和８年９月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年10月８日

東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（再ロ）第３号

大分市三佐４丁目４番７―305号　コンセールＮＫ

再生債務者　名取　幸子

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　令和８年９月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年10月７日

大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（再ロ）第１号

鹿児島県霧島市隼人町姫城二丁目28番地１

再生債務者　石村　　保

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　令和８年10月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年10月８日

鹿児島地方裁判所加治木支部個人再生係

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

令和８年（チ）第５号

熊本県山鹿市菊鹿町山内242番地3

申立人　栗原　次博

住所・居所　不明

（不動産登記記録上の住所）鹿本郡菊鹿町大字上内田211番地

所在等不明共有者　吉里　長太

届出期間満了日　令和9年1月22日

令和8年10月1日

熊本地方裁判所　　山鹿支部

（別紙）　物　件　目　録

１　所在　山鹿市菊鹿町山内字葭ケ迫

地番　813番１

地目　山林

地積　1780平方メートル

（所在等不明共有者　　持分10分の１）

２　所在　山鹿市菊鹿町山内字葭ケ迫

地番　813番2

地目　公衆用道路

地積　310平方メートル

（所在等不明共有者　　持分10分の１）

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和８年（チ）第１６号

愛知県瀬戸市品野町4丁目238番地

申立人　戸田　恵美

最後の住所　愛知県瀬戸市西権現町56番地

所有者　亡柚木仁相続財産

届出期間満了日　令和8年12月1日

令和8年10月2日

名古屋地方裁判所

（別紙）　物　件　目　録

所在　瀬戸市西権現町

地番　56番

地目　宅地

地積　124.39平方メートル

令和８年（チ）第４号

熊本県山鹿市名塚542番地

申立人　鹿子木　繁

住所・居所　不明

（不動産登記記録上の住所）記載なし

（最後の住所）山鹿市大字下吉田394番地

所有者　西川　知尾

届出期間満了日　令和8年11月24日

令和8年10月2日

熊本地方裁判所　　山鹿支部

（別紙）　物　件　目　録

所在　山鹿市名塚字七浦

地番　30番34

地目　畑

地籍　96平方メートル

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の建物について所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和８年（チ）第３０３６号

東京都大田区本羽田１丁目８番16号

申立人　竹内　範行

住所・居所　不明

（亡増田智惠子の最後の住所）東京都大田区本羽田１丁目８番11号

（不動産登記記録上の亡増田壽一の住所）なし

所有者　（不動産登記記録上の所有者亡増田壽一及び亡増田イト承継人）亡増田智惠子相続財産

届出期間満了日　令和８年11月30日

令和８年９月30日

東京地方裁判所

（別紙）　物　件　目　録

所在　　大田区本羽田１丁目１２３番地

家屋番号　１２３番

種類　　居宅

構造　　木造スレート葺平家建

床面積　　２３．１４平方メートル

（未登記の増築部分２８．８７平方メートルを含め、５２．０１平方メートル）

令和８年（チ）第４号

和歌山県田辺市学園１２番１４号

申立人　榎本　陽子

住所・居所　不明

（最後の住所）和歌山県田辺市新庄町３７１番地

所有者　亡岩本英樹相続財産

届出期間満了日　令和８年１２月１８日

令和８年１０月２日

和歌山地方裁判所田辺支部

（別紙）　物　件　目　録

１　所在　田辺市新庄町字東橋谷３７１番地１

家屋番号　３７１番１

種類　事務所

構造　木造スレート葺平家建

床面積　２７．２７平方メートル

附属建物

符号　１

種類　物置

構造　木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床面積　１３．２２平方メートル

符号　２

種類　居宅

構造　木造瓦葺平家建

床面積　６４．４６平方メートル

２　所在　田辺市新庄町字東橋谷３７１番地１、３７１番地２、３６８番地２

家屋番号　未登記につきなし

種類　居宅

構造　木造瓦葺平家建

床面積　１６３．０２平方メートル

警察共済組合役員の就・退職について

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第14条第４項及び警察共済組合定款（昭和37年内閣総理大臣認可第372号）第６条の規定に基づき、警察共済組合役員の就・退職を次のとおり公告する。

令和８年10月19日　　警察共済組合

就職　理事（非常勤）　安枝　　亮

退職　理事（　〃　）　今井　宗雄

以上　令和８年８月24日付

就職　理事（非常勤）　山﨑　洋平

退職　理事（　〃　）　河原　雄介

以上　令和８年８月31日付

就職　監事（非常勤）　石井　啓介

就職　〃（　〃　）　山口　　博

退職　〃（　〃　）　森下　元雄

退職　〃（　〃　）　松下　　徹

以上　令和８年９月16日付

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）WWW.DICO4U.COM

令和八年十月十九日

東京都港区麻布台一丁目三番一号

（甲）株式会社ＳＨＩＦＴ

代表取締役　丹下　大

東京都渋谷区東三丁目二六―二

（乙）ＤＩＣＯ株式会社

代表取締役　清水　恭兵

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://gree-x.com/

（乙）https://www.gree-advertising.net/ja/

令和八年十月十九日

東京都港区六本木六丁目一一番一号

（甲）グリーエックス株式会社

代表取締役　足立　和久

東京都港区六本木六丁目一一番一号

（乙）グリーアドバタイジング株式会社

代表取締役　柴田　直人

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月十九日

東京都港区赤坂一丁目一二番三二号アーク森ビル

（甲）ＳＣＳ国際有限責任監査法人

代表社員　牧　辰人

福岡市中央区大名二丁目六番五〇号

（乙）如水監査法人

代表社員　廣島　武文

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月十九日

神奈川県横浜市都筑区茅ケ崎南四丁目一五番一―五〇七号

（甲）合同会社強い経理部

代表社員　西田　浩

横浜市都筑区茅ケ崎南四丁目一五番一―五〇七号

（乙）合同会社マラソン二刀流

代表社員　西田　浩

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月十九日

香川県高松市上福岡町二〇五九番地四グローリー森塚Ｂ一―一

（甲）ＳＯＵＤＡＩ合同会社

代表社員　西尾　智世

香川県仲多度郡琴平町五三五番地

（乙）合同会社Ｆｒｏｎｔ　Ｒｏｗ

代表社員　西尾　智世

香川県仲多度郡琴平町五三五番地

（丙）日光合同会社

代表社員　西尾　智世

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年十月二日

掲載頁　八十八頁（号外第二一八号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年十月五日

掲載頁　七十七頁（号外第二一九号）

令和八年十月十九日

長崎県西彼杵郡時津町久留里郷字永ノ浦三七六番一〇

（甲）滲透ホールディングス株式会社

代表取締役　西　淳子

長崎市若葉町二番二三号

（乙）株式会社滲透

代表取締役　西　亮

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年七月六日

掲載頁　六十三頁（号外第一五一号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年七月六日

掲載頁　六十三頁（号外第一五一号）

（丙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年七月六日

掲載頁　六十二頁（号外第一五一号）

令和八年十月十九日

大分市豊海三丁目一九九四番地の二四五

（甲）大分トステム株式会社

代表取締役　大久保好隆

佐賀県佐賀市久保田町大字久保田一六〇〇番地一

（乙）西九州トステム株式会社

代表取締役　吉岡　義裕

広島県福山市三吉町五丁目五番五号

（丙）福山トステム株式会社

代表取締役　佐野　勲

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年十月六日

掲載頁　七十六頁（号外第二二〇号）

令和八年十月十九日

沖縄県那覇市銘苅三丁目九番二二号

（甲）株式会社武田会計

代表取締役　武田　雄治

沖縄県那覇市銘苅三丁目九番二二号

（乙）武田雄治事務所合同会社

代表社員　武田　雄治

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のＫ―ＰＯＰに関連するエンターテインメント事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年十月十九日

東京都港区赤坂九丁目七番二号

（甲）ＣＥｉＲＬ株式会社

代表取締役社長　宮本　貴志

東京都港区赤坂九丁目七番二号

（乙）株式会社コロプラ

代表取締役社長　宮本　貴志

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により工藤建設株式会社（乙、住所横浜市青葉区新石川四丁目三三番地一〇）の介護事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年十月十九日

横浜市青葉区新石川四丁目三三番地一〇

フローレンスケア株式会社

代表取締役　藤井　研児

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ｈｍｒｅｕｓｅ（住所：東京都港区六本木五丁目二番一号ほうらいやビル八階）に対して当社の投資金融事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年十月十六日

掲載頁　二頁

令和八年十月十九日

東京都港区六本木五丁目二番一号ほうらいやビル八階　株式会社ＡＮＩ

代表取締役　肱黒　裕介

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年十一月二十日であり、組織変更後の商号は株式会社クレスとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月十九日

群馬県伊勢崎市喜多町四七番地（二Ｆ）　合同会社クレス

代表社員　篠田　大季

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月十九日

東京都新宿区内藤町一―一二一―内藤町ハウス三〇四　アンドジャーニー合同会社

代表社員　南谷　太郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月十九日

東京都葛飾区東四つ木一丁目一六番一九号三Ｆ　合同会社アライズ

代表社員　亀子　誠

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年十一月二十日であり、組織変更後の商号は株式会社ひなたとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月十九日

新潟県南蒲原郡田上町大字羽生田一九番地一　合同会社ＳＫＹｇａｒｄｅｎ

代表社員　酒井　靖友

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社きのこの郷とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月十九日

名古屋市中区栄一丁目二三番二九号　ＡＭＹ合同会社

代表社員　山本　孝幸

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号はハッピー企画ＨＵＢＴＯＮＴＯＮ株式会社とします。

効力発生日は令和八年十二月十二日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年十月八日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月十九日

兵庫県豊岡市京町一八―一　ハッピー企画ＨＵＢＴＯＮＴＯＮ合同会社

代表社員　土生田祐子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月十九日

沖縄県那覇市首里石嶺町三丁目三〇一番地三　合同会社わん

代表社員　高山　省吾

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年十月七日

掲載頁　五十二頁（号外第二二一号）

令和八年十月十九日

岐阜市司町二二番地　株式会社桐山・エンタープライズ

代表取締役　桐山　立志

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を全額減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年九月三十日

掲載頁　一一三頁（号外第二一六号）

令和八年十月十九日

京都市右京区西京極殿田町五番地　株式会社オリソー

代表取締役　大槻　芳久

準備金の額の減少公告

当社は、効力発生日を令和八年十一月六日とする株式会社とべしま丸水産との株式交換により資本準備金の額が増加することを条件として、その増加額全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。確定した最終事業年度はありません。

令和八年十月十九日

宮崎県日向市大字細島七〇五番地一　株式会社ＴＯＢＥＳＨＩＭＡホールディングス

代表取締役　児玉　才樹

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十億二千九百七十七万二千三百九十九円、資本準備金の額を十億二千九百七十七万二千三百九十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月二十七日

掲載頁　一〇二頁（号外第九十八号）

令和八年十月十九日

東京都品川区西品川一丁目一番一号住友不動産大崎ガーデンタワー九階　ペガサス・テック・ホールディングス株式会社

代表取締役　エムディー・アニス・ウッザマン

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七億六千四百万円（但し、令和八年十月十六日開催の取締役会において決議された募集株式の発行により同時に増額する資本金の額が七億五千万円を下回る場合は、当該金額に一千四百万円を加えた金額）、資本準備金の額を六百八十六万五百六十三円（但し、令和八年十月十六日開催の取締役会において決議された募集株式の発行により同時に増額する資本金の額が七億五千万円を下回る場合は、七億七千八十六万五百六十三円から上記募集株式の発行により増加する資本金の額を控除した金額）減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、令和八年十一月十九日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://corp.tokium.jp/

令和八年十月十九日

東京都中央区銀座六丁目一八番二号　株式会社ＴＯＫＩＵＭ

代表取締役　黒﨑　賢一

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九億七百四十九万七千六百九十四円、資本準備金の額を六億五千五十七万七千九百九十七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年四月十日

掲載頁　四頁

令和八年十月十九日

川崎市川崎区扇町一二番二号

ペットリファインテクノロジー株式会社

代表取締役　伊賀　大悟

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六十六億円減少し、資本準備金の額を六十六億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.drug-sugi.co.jp/shoji/asset/

令和八年十月十九日

愛知県大府市横根町新江六二番地の一

株式会社スギアセット

代表取締役　杉浦　広一

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千四百六十二万五千円、資本準備金の額を七千四百六十二万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年十月七日

掲載頁　五十四頁（号外第二二一号）

令和八年十月十九日

大阪市福島区福島一丁目四番四号

フルカイテン株式会社

代表取締役　瀬川　直寛

資本金及び準備金の額の減少公告

当行は、資本金の額を五十億円（ただし、令和八年十二月二十五日に行う第三者割当増資に係る株式の発行により同時に増額する資本金の額がこれを下回る場合は、当該額）、資本準備金の額を五十億円（ただし、令和八年十二月二十五日に行う第三者割当増資に係る株式の発行により同時に増額する資本準備金の額がこれを下回る場合は、当該額）、それぞれ減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年十月十九日

島根県松江市朝日町四八四番地一九

株式会社島根銀行

代表取締役　長岡　一彦

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年十一月五日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を一〇〇〇株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年十月十九日

福岡県福岡市中央区天神一丁目一一番一号

ＯＮＥＦＵＫＵＯＫＡＢＵＩＬＤＩＮＧ．

株式会社カシムラホールディングス

代表取締役　樫村　尚明

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十一月五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十月十九日

札幌市西区八軒六条西十丁目一番二号

株式会社ホンダカーズ札幌西

代表取締役　帰山　誠一

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十一月六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十月十九日

栃木県栃木市都賀町木五三九番地一

株式会社鈴木商店

代表取締役　吉岡　康弘

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十一月三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十月十九日

神奈川県川崎市高津区坂戸三丁目二番一号

かながわサイエンスパーク西棟六階

株式会社シーエスデー

代表取締役　菅原　道隆

限定承認公告

本籍大阪府河内長野市美加の台六丁目二一号、最後の住所茨城県龍ケ崎市川原代町三二一四―一川原代コーポ二〇一号室

被相続人　亡　松岡　祥子

右被相続人は令和八年三月四日死亡し、その相続人は令和八年十月五日水戸家庭裁判所龍ケ崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十九日

茨城県龍ケ崎市南中島町一一七番地六

限定承認者　松岡　柊也

限定承認公告

本籍兵庫県伊丹市西野四丁目五三番地四、最後の住所兵庫県尼崎市南武庫之荘一丁目八番二一―三〇六号　被相続人　亡　冨田　結花

右被相続人は令和七年十二月一日頃から十日頃までの間に死亡し、その相続人は令和八年十月五日神戸家庭裁判所尼崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十九日

大阪市北区西天満四丁目六番四号Ｒ―Ⅱビル三階

限定承認者　冨田　厚子

代理人弁護士　亀井　宏寿

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三億五千百九十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://snnm.jp/koukoku/chatanhandr/

令和八年十月十九日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング

北谷ホテルアンドリゾート特定目的会社

取締役　三品　貴仙

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五十七億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は令和八年四月二十七日付官報号外第九十八号の一〇九頁に掲載されています。

令和八年十月十九日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー

江坂インベストメンツ特定目的会社

取締役　中村　武

訂正公告

令和八年十月十三日（号外第二二四号）掲載の所有者不明土地及び建物管理人による供託公告中「供託番号　令和八年度金第四七〇番地」とあるは「供託番号　令和八年度金第四七〇号」の誤りにつき訂正します。

令和八年十月十九日

扱　店

正　誤

令和八年十月十六日掲載の大臣は、次のとおりとなった。

農林水産大臣　武部　新

ページ	段	行	誤	正
二五		改正後欄終りから七	最終処分場安定型産業廃棄物	最終処分場安定型産業廃棄物

令和八年九月十五日（号外第二百五号）公布環境省令第二十五号（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

二五ページ一行目から九行目までを同ページ二三行目の後に移動する。